

## 目 次

	ページ
はじめに .....	5
第 1 章 日本の循環型社会形成推進法制度 .....	7
(1) 循環型社会形成のための法体系 .....	7
(2) 資源循環型社会を形成するための法制度の最近の対応状況 .....	8
1) 循環型社会形成推進基本法 .....	8
2) 一般廃棄物と産業廃棄物の管理 .....	10
3) 容器包装廃棄物の管理 .....	12
4) 建設廃棄物の管理 .....	15
5) 食品廃棄物の管理 .....	17
6) 使用済自動車の管理 .....	19
7) 使用済家庭用機器の管理 .....	21
(3) 第 4 次循環型社会形成推進基本計画 .....	23
1) 基本計画の概要 .....	23
2) 基本計画の指標 .....	24
(4) 循環型社会に向けた情報共有・普及啓発 .....	25
1) 3R 推進月間 .....	26
2) 3R 推進全国大会 .....	26
3) 環境にやさしい買い物キャンペーン .....	26
5) 3R 推進マイスター .....	27
6) R マークと 3R マーク .....	27

7) Re-style .....	27
(5) 循環型社会政策の成果 .....	28
第2章 韓国の循環型社会形成推進法制度 .....	30
(1) 循環型社会形成のための法体系 .....	30
(2) 資源循環型社会を形成するための法制度の最近の対応状況 .....	31
1) 資源循環基本法 .....	31
2) 一般廃棄物と産業廃棄物の管理 .....	32
3) 容器包装廃棄物の管理 .....	34
4) 建設廃棄物の管理 .....	38
5) 食品廃棄物の管理 .....	40
6) 使用済自動車の管理 .....	41
7) 使用済家庭用機器の管理 .....	43
(3) 第1次資源循環基本計画 .....	44
1) 基本計画の概要 .....	44
2) 基本計画の指標 .....	44
(4) 循環型社会に向けた情報共有・普及啓発 .....	46
1) 情報発進 .....	46
2) 環境の日 .....	47
3) 資源循環の日 .....	47
(5) 循環型社会政策の成果 .....	47
第3章 日韓の循環型社会形成推進に向けた法制度の比較 .....	48
(1) 循環型社会形成推進に向けた法体系の比較 .....	48

(2) 基本法の比較 .....	49
1) 共通点 .....	49
2) 相違点 .....	49
3) 条文の比較 .....	50
(3) 各個別法制度及び対応状況の比較 .....	71
1) 一般廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆 .....	71
2) 産業廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆 .....	74
3) 容器包装廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆 .....	75
4) 建設廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆 .....	78
5) 食品廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆 .....	79
6) 使用済自動車の処理状況の比較とその示唆 .....	80
7) 使用済家電製品の処理状況の比較とその示唆 .....	81
(4) 基本計画上の指標及び取組の比較とその示唆 .....	82
1) 循環型社会の全体像に関する指標及び取組の比較 .....	82
2) 循環型社会の形成のための分野別指標及び取組の比較 .....	84
(5) 循環型社会の形成に向けた広報・啓発政策の比較 .....	86
第4章 韓国への導入が期待される日本の先進的な取組 .....	88
(1) 先進的取組の事例 .....	88
1) 3R 推進月間と Re-Style 事業 .....	88
2) 物質フロー分析システム .....	90
3) スーパーマーケットによる容器包装廃棄物の店頭回収 .....	93
4) 循環型社会に向けた地方公共団体の取組「リユースショップ認証(神奈川県)」 .....	97

5) 循環型社会に向けた地方公共団体の取組「ごみの収集カレンダー等(東京都八王子市)」 .....	98
6) 食品ロスの削減の推進に関する法律案の制定の推進 .....	101
(2) まとめ .....	103
おわりに .....	105
《参考文献・資料》 .....	108

## はじめに

韓国は、天然資源の国内生産量だけでは十分でないため、エネルギーの 97%、鉱物資源の 90%を輸入に依存<sup>1</sup>しているほど、海外への依存度が高く、また国土面積が狭いことから、廃棄物埋立地の新規建設も非常に難しい状況を抱えている。また最近 7 年間の廃棄物発生量は 14.5%増加し(374,642 千トン/年(2010)→429,139 千トン/年(2016))、年度別に見ても毎年増加傾向にある。このような状況において 2018 年 1 月 1 日から「資源循環基本法」が施行され、循環型社会への転換、つまり廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会への転換のための本格的な政策の転換が始まった。これから「資源循環基本法」を中心として循環型社会を成功に定着させるのが現在の韓国社会における喫緊の課題である。

日本では、エネルギー自給率が低い状況<sup>2</sup>で、すでに1993年に「環境基本法」や2000年の初めに「循環型社会形成推進基本法」(以下「循環型社会基本法」という。)とその下に品目別個別法が制定され、循環型社会を形成するための体系が形作られてきた。また、3R(スリーアール)をキーワードとし、国民理解の促進や各主体との連携を強化してきた。こうした日本の法制度と施策は一定の成果を達成している。まず一般廃棄物の発生量においては、2000年度から2013年度の間約20%減少(1,185g(2000年)→947g(2013年))しており、循環利用率<sup>3</sup>の場合同じは2014年が約15.8%となり、2000年度(10.0%)と比較して約5.8%上昇した。資源生産性<sup>4</sup>については2014年が約37.8万円/トンで、2025年度までの目標である46

---

<sup>1</sup> 韓国環境部「資源循環基本法と下位法令の主な内容に関する説明資料(2017)」4頁。

<sup>2</sup> エネルギー自給率：20.2%(00年)→7.0%(15年)

<sup>3</sup> 循環利用率とは、投入されるものの全体量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合をいう。

<sup>4</sup> 資源生産性とは、より少ない資源(=天然資源及び製品投入量)でどれだけ大きな豊かさ(=GDP)を生み出しているかを表す。

万円/トンの達成が非常に難しいと考えられているため、資源投入の一層の削減が検討されている。

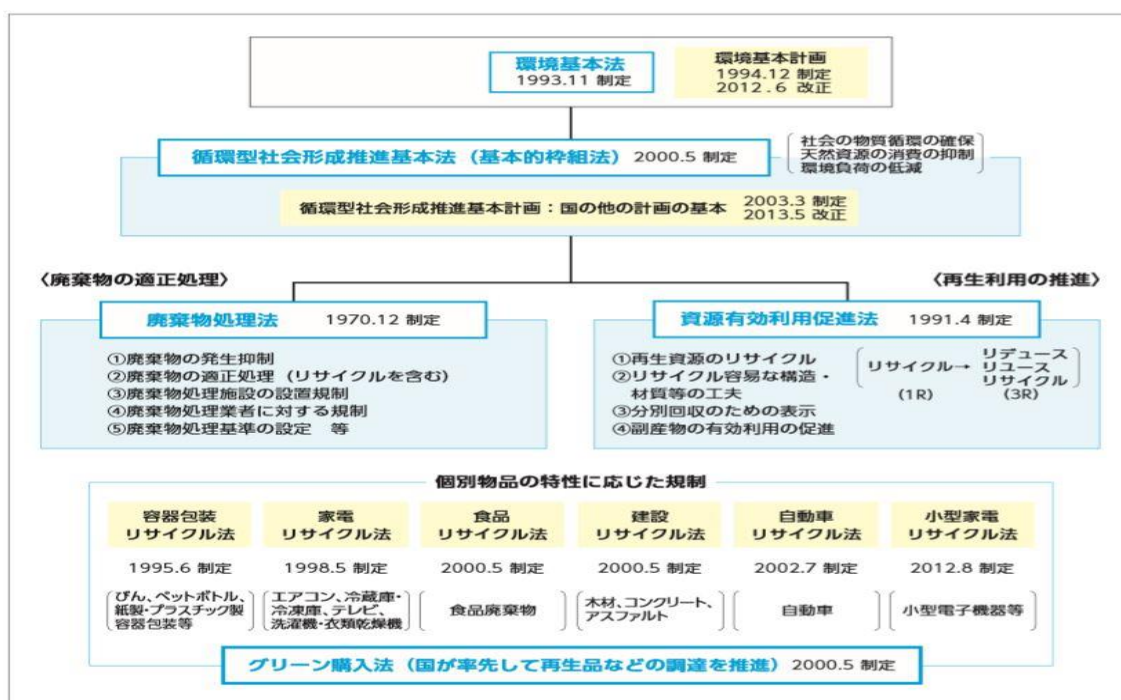
本研究の目的は、日本の循環型社会の形成のための法制度と施策、そしてそれに伴う成果を通じて韓国への政策的な示唆を得ることである。このため日本及び韓国の研究論文、Web 調査を含めた文献調査を通じて第1章で、日本の資源循環政策(資源循環型社会を形成するための法制度を中心として)について論じ、第2章では、韓国の資源循環政策(資源循環型社会を形成するための法制度を中心として)について論ずる。第1章及び第2章において得られた知見をもとに、第3章では、日本と韓国の資源循環政策の比較をしつつ、「循環型社会の形成に向けた法体系」、「循環型社会基本法」、「各品目別個別法制度」、「循環型社会基本計画」、「循環型社会の形成に向けた広報・啓発政策」についてその特徴及び最近の施行状況を中心として比較分析を行う。循環型社会基本法の比較においては、法律条文を内容別に比較し、日本にはあるが、韓国にはない条文を中心として研究を行い、韓国への導入等の必要性を検討する。各品目別個別法の比較においては、品目別個別法と国家施策の特徴、そして品目別廃棄物の発生量及びリサイクル率等の統計数値を比較し、その違いをもたらす原因について研究を行う。循環型社会基本計画の比較においては、両国の基本計画上の指標及び取組を内容別(リサイクル、リデュース・リユース等)に分類し、韓国の基本計画の改善策を考える。循環型社会の形成に向けた広報・啓発政策の比較においては、両国の政策の特徴とその効果(国民の循環型社会に対する意識)を比較し、韓国の循環型社会の形成に向けた広報・啓発政策の見直しの課題を示す。また、第4章では、現地調査やヒヤリング等を通じて得られた韓国への導入が期待される日本の先進的な取組の事例について論ずる。もって、日本の資源循環政策からみた韓国の資源循環政策への示唆を明確にし、韓国の資源循環政策の在り方と今後の課題について論ずる。

## 第1章 日本の循環型社会形成推進制度

### (1) 循環型社会形成のための法体系

日本の循環型社会形成関連の推進制度を理解するために、まず日本の環境関連法体系を考察する必要がある。日本における資源循環型社会形成のための法体系は、環境政策の根幹を定めた「環境基本法」のもと、循環型社会形成のための基本的な理念や考え方を定めた「循環型社会形成推進基本法」と、それらを具体的に実現するための個別法によって構成されている<sup>5</sup>。また、以下の図1-1に示すとおり、循環基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「循環型社会形成推進基本計画」を定めている。

図1-1 日本の資源循環型社会を形成するための法体系



（出典：環境省「日本の廃棄物処理の歴史と現状」）

<sup>5</sup> 環境省『日本の廃棄物処理の歴史と現状（2014年2月）』17頁。

循環型社会の形成に向けた法律として、廃棄物の排出抑制・廃棄物の適正な処理等により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す「廃棄物の処理及び掃除に関する法律」、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目指す「資源の有効な利用の促進に関する法律」、個別の物品の特性に応じて制定された6つのリサイクル法、公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調整を推進すること等で、持続的発展が可能な社会の構築を目指す「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が整備されている。

## (2) 資源循環型社会を形成するための法制度の最近の対応状況

### 1) 循環型社会形成推進基本法

#### ① 法の概要

日本の「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環型社会基本法」という。）は、「環境基本法」の理念に従って、循環型社会を形成するための考え方や基本原則等を定めている。同法は廃棄物・リサイクル関連法を統括する基本法であり、表1-1に示すとおり、基本原則、各主体別責務、基本的な施策等を定めている。

表1-1 「循環型社会基本法」の条文体系

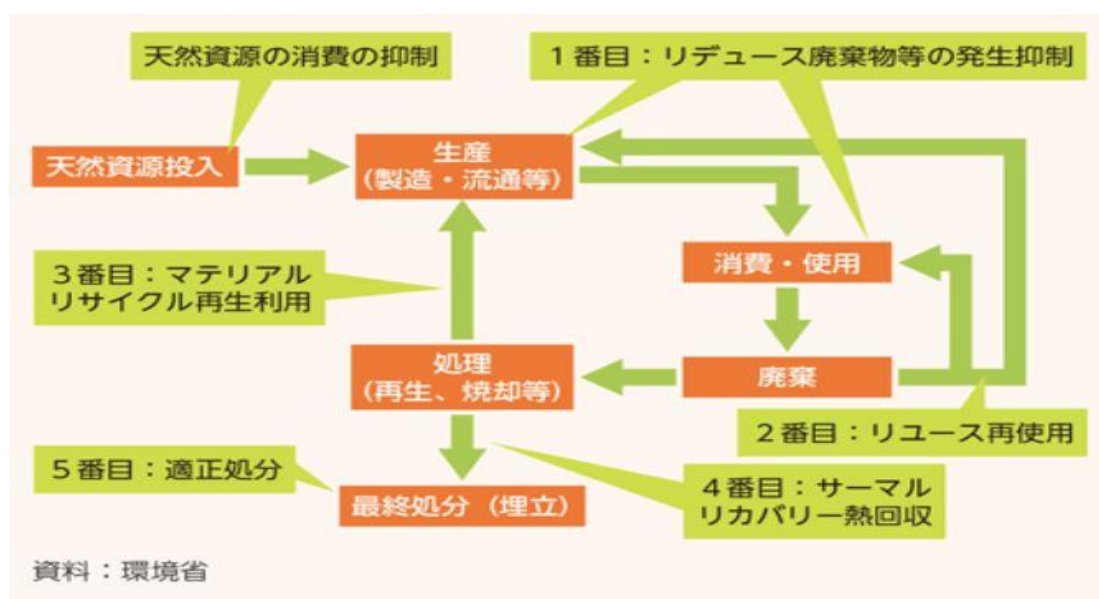
区分	構成内容
第1章 総則	目的、正義、役割分担、年次報告等
第2章 循環型社会形成推進基本計画	基本計画の策定等 他の計画との関係
第3章 循環型社会の形成に関する基本的施策	第1節 国の施策 第2節 地方公共団体の施策

<筆者作成>



「循環型社会基本法」は、対象物を有価・無価を問わず、「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、発生した廃棄物等については、その有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきことであると規定している<sup>6</sup>。

図 1-2 資源循環型社会の姿



(出典：環境省「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

## ② 最近の対応状況

2000年に循環型社会基本法が制定されて以来、改訂履歴はない。同法に基づき、循環型社会基本計画を策定することにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。2003年に第一次循環型社会基本計画が定められ、概ね5年ごとに見直しを行っている。最近では2018年6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、2020年までに資源生産性を46万円/トン、循環利用率として17%、最終処分量を1,700万トンとする目標を示している。

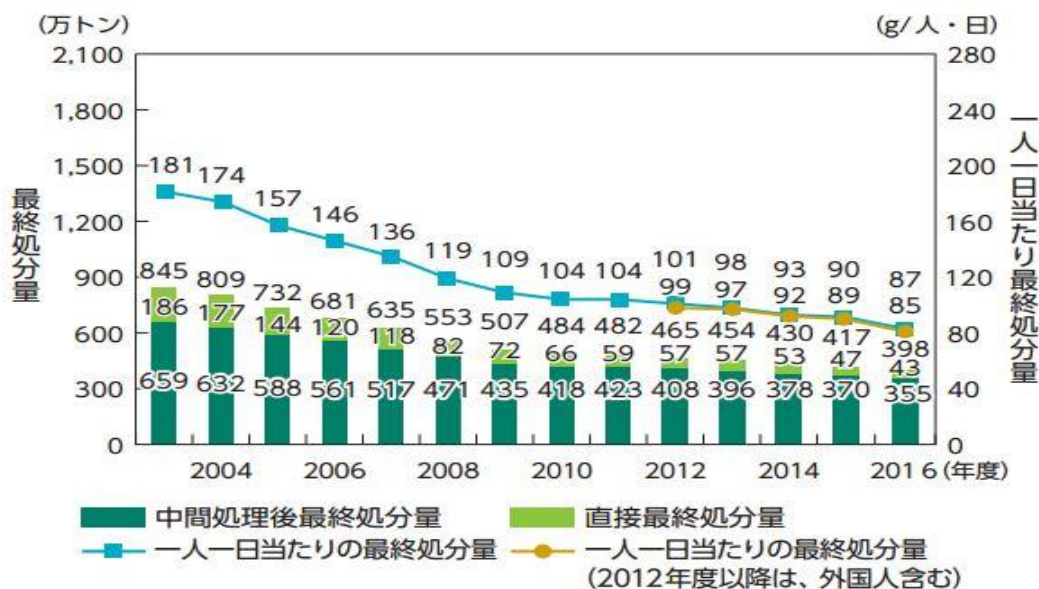
<sup>6</sup> 安田憲二「循環型社会の形成に向けた法制度の整備と施策の展開」『安全工学第43巻3号、2004年6月15日』178頁。

## 2) 一般廃棄物と産業廃棄物の管理

1970年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)では、廃棄物を大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別している。また「廃棄物処理法」は、汚染者負担原則(Polluter-Pays Principle)に基づいて事業者が事業活動に伴って発生させる廃棄物は、事業者(汚染者)が処理責任を負担すべきであるという考え方を導入し(「廃棄物処理法」第3条第1項第11条の1)、家庭から排出される廃棄物は従来通り市町村が処理義務を負うことにした(廃棄物処理法第6条の2)。その後、時代の要請に基づいて改正を重ねてきている。

2015年度には、一般廃棄物(災害廃棄物は除く)については、排出量が約4,398万トン、再生利用量が約900万トン、最終処分量が約417万トンとなっており(図1-3)、ごみのリサイクル率が約20.4%である。また2015年度の排出量を一人一日当たりごみ排出量に換算すると、939gとなる(図1-4)。

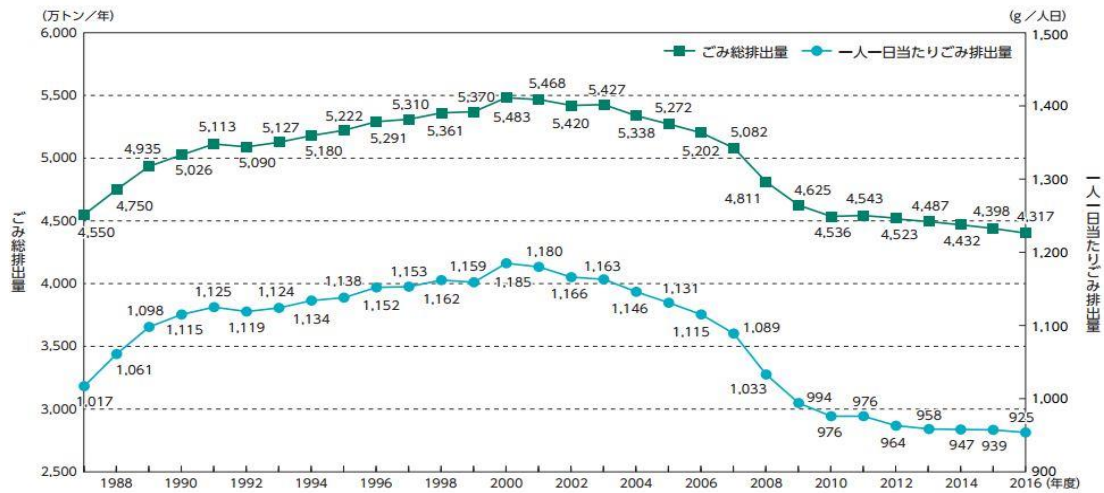
図1-3 一般廃棄物の最終処分量と一人一日当たり最終処分量の推移



資料：環境省

(出典：環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

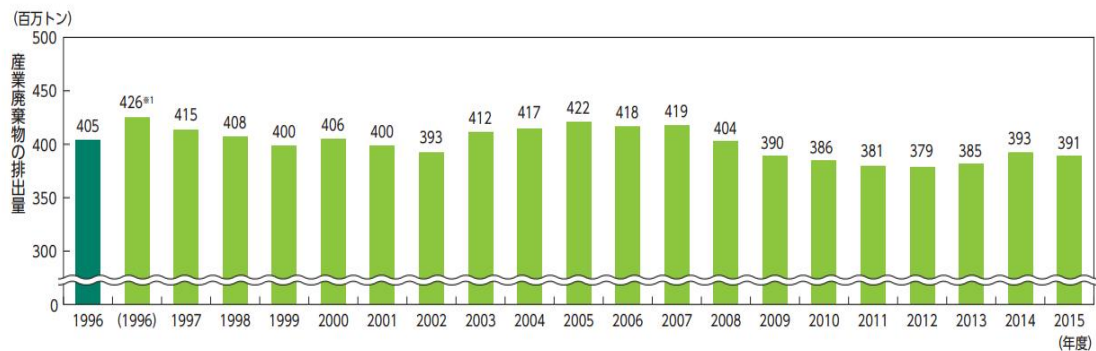
図1-4 一般廃棄物のごみ総排出量と一人一日当たりごみ排出量の推移



(出典：環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

産業廃棄物については、2014年度の排出量が約3億9,284万トン、再生利用量が約2億968万トン、最終処分量が約1,040万トンとなっており、ごみのリサイクル率が約53.4%である(図1-5)。

図1-5 産業廃棄物の排出量の推移



※1：ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が2010年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」（1999年9月設定）における1996年度の排出量を示す。

注1：1996年度から排出量の推計方法を一部変更している。

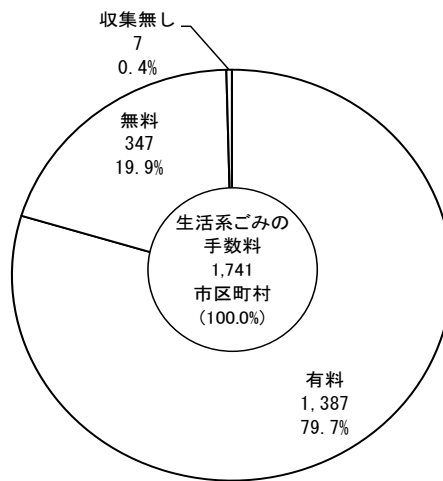
注2：1997年度以降の排出量は※1において排出量を算出した際と同じ前提条件を用いて算出している。

出典：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

(出典：環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

2015年のごみの収集手数料(粗大ごみを含む)の実施地域は、全国1,741の市・区・町・村のうち1,387の地域で、全体の79.7%が実施している(図1-6)。

図1-6 粗大ごみを含むごみの収集手数料の状況(2015年度実績)



(出典：環境省「平成27年度版 日本の廃棄物処理」)

### 3) 容器包装廃棄物の管理

日本の容器包装廃棄物は、2000年4月に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)によって、管理されている。容器包装リサイクル法では、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者(=特定事業者)は、市町村が分別収集した4品目の廃棄物(ガラス製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装)について再商品化の義務を負う<sup>7</sup>。その再商品化義務を履行する方法については、①自主回収ルート、②指定法人ルート、③独自ルート(特定事業者が自らまたは委託により再商品化を実施)の3通りから選択できる<sup>8</sup>。

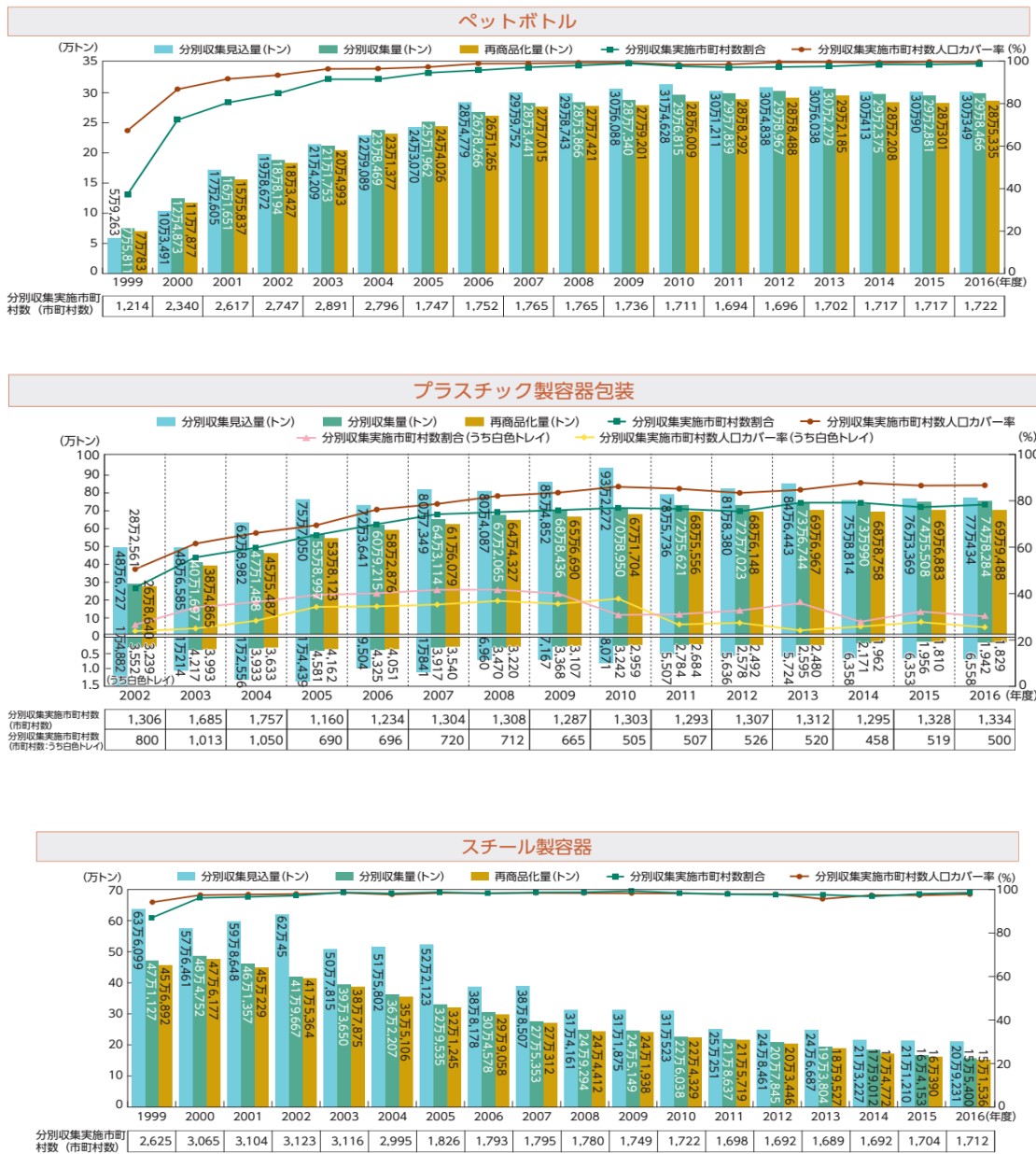
図1-7で示したように、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器(飲料又は酒類用)、アルミ製容器(飲料又は酒類用)が前年度に引き続き9割を超えた。紙製容器包装については約4割、プラスチッ

<sup>7</sup> 貞森恵祐「リサイクル政策の現状と課題」『環境技術第32巻1号、2003年』31頁。

<sup>8</sup> 安田・前掲注(6)178頁。

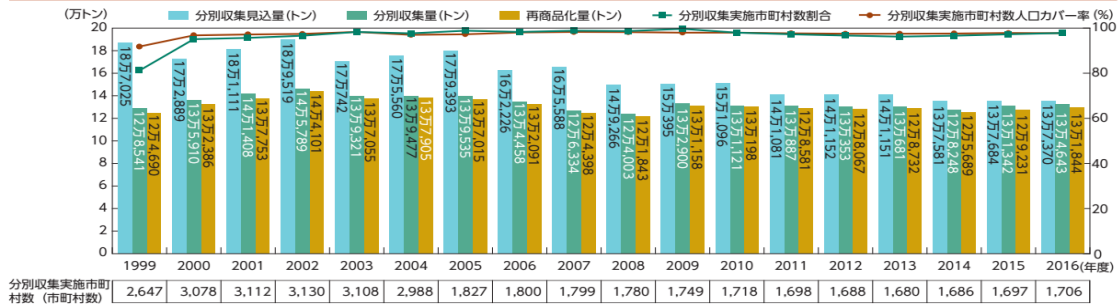
ク製容器包装については7割を超えている。また、分別収集された容器包装廃棄物の9割が再商品化されている<sup>9</sup>。

図1-7 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

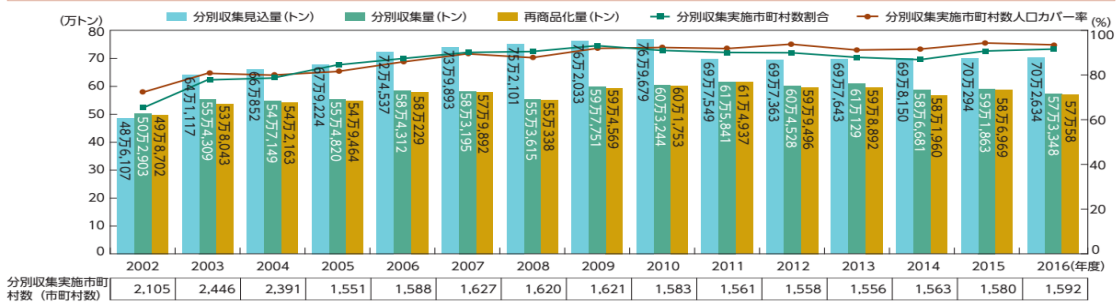


<sup>9</sup> 環境省『平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』204頁。

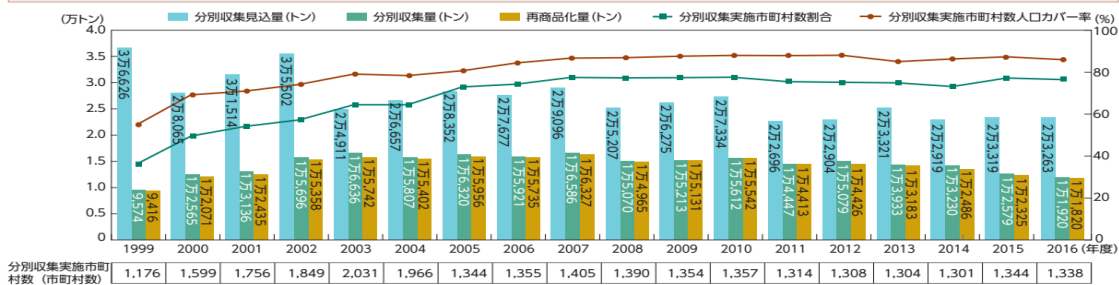
### アルミ製容器



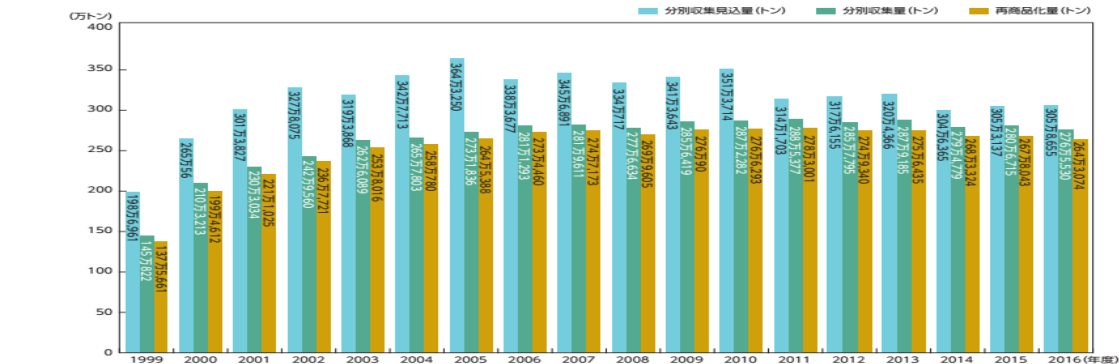
### 段ボール製容器



### 飲料用紙製容器



### 合計



注1：「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。  
 注2：「うち白色トレイ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に分別収集された白色トレイの数値。  
 注3：2017年3月末時点での全国の総人口は1億2,692万人。  
 注4：2017年3月末時点での市町村数は1,741（東京23区を含む）。  
 注5：「年度別年間分別収集見込量」、「年度別年間分別収集量」及び「年度別年間再商品化量」には市町村独自処理量が含まれる。

(出典：環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

2015年におけるプラスチックの国内消費量は964万トン、廃プラスチックの総排出量は915万トン(マテリアルリサイクル量：205万トン、ケミカルリサイクル量：36万トン、サーマルリサイクル量：521万トン)と推定され、排出量に対する有効利用率は、約83%と推計されている<sup>10</sup>。

#### 4) 建設廃棄物の管理

日本の建設廃棄物は、2000年5月に施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)によって、管理されている。同法は、対象建設工事において、対象となる特定建設資材の分別解体等及び再資源化(リサイクル可能な品質とすること)等を促進するための法律であり、対象建設工事を床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事等とし、対象特定建設資材をコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目と定めている<sup>11</sup>。

2012年度には、特定建設資材の再資源化率・再資源化等率は、図1-8に示すように、順調に高くなってきており<sup>12</sup>、建設廃棄物の種類別排出量は図1-9に示すように約7,270万トンとなっている<sup>13</sup>。

日本の建設リサイクル法の大きな特質は、再生資源利用促進に関する義務的制度が設けられていないということである。これは、アスファルト塊の再生材である再生アスファルト混合物やコンクリート塊の再生材である再生砕石が、通常品(新材)と比較して安価であり、再資源化されたものが市場原理に従って活用されるためである<sup>14</sup>。

---

<sup>10</sup> 一般社団法人プラスチック循環利用協会『プラスチックリサイクルの基礎知識、2019年』5頁。

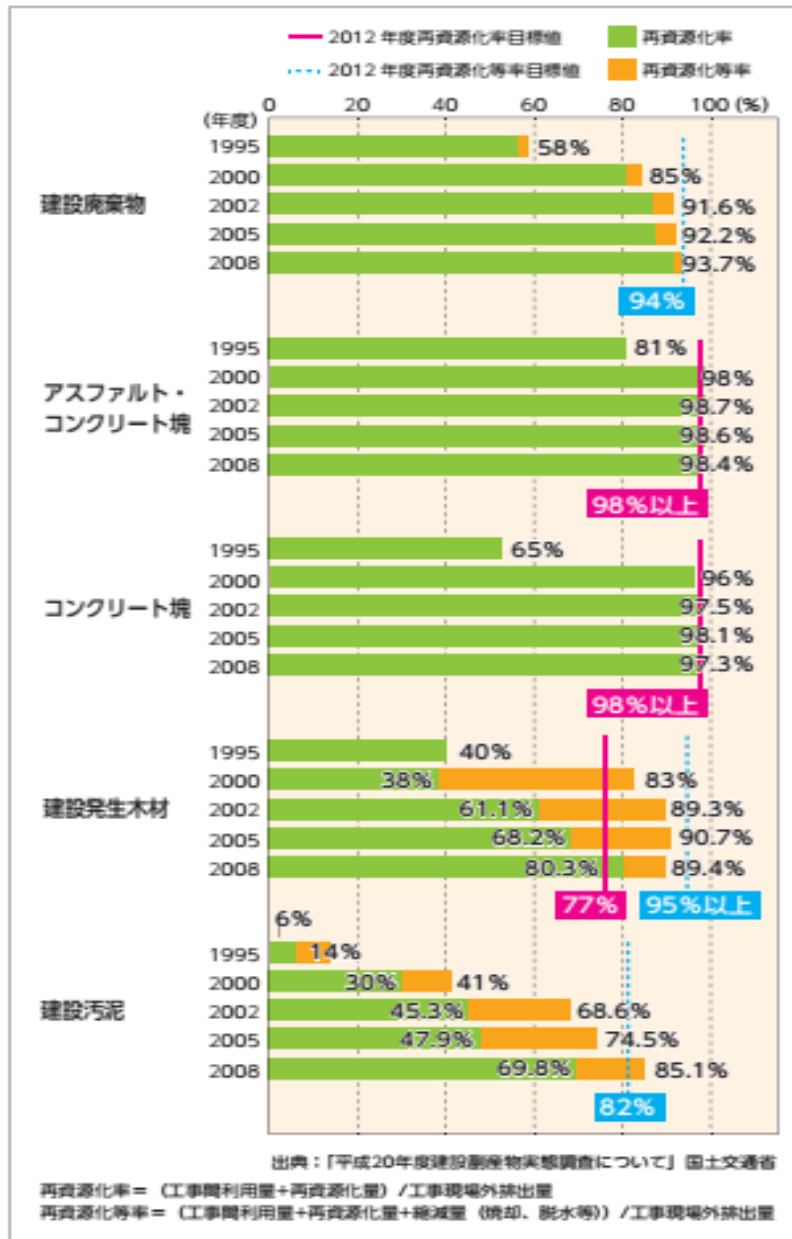
<sup>11</sup> 環境省・前掲注(6)204頁。

<sup>12</sup> 環境省『日本の廃棄物処理の歴史と現状、2014年2月』25頁。

<sup>13</sup> 環境省・前掲注(6)167頁。

<sup>14</sup> 松田愛礼・肴倉宏史「アジア諸国の建設リサイクル制度の比較」『第25回廃棄物資源循環学会研

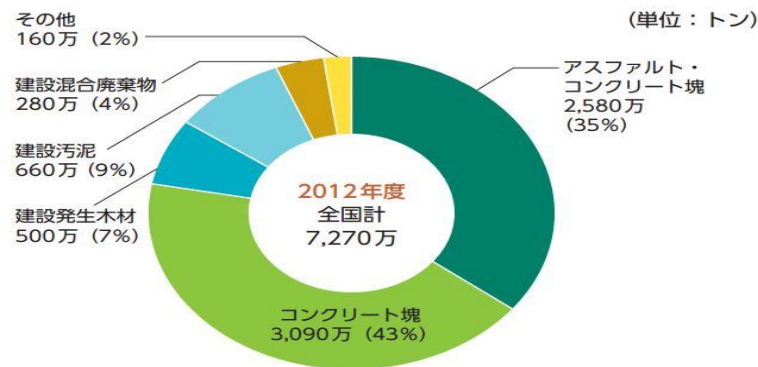
図1-8 建設廃棄物の品目別再資源化率、再資源化等率



(出典：環境省「平成26年版 日本の廃棄物処理の歴史と現状」)



図1-9 建設廃棄物の種類別排出量



(出典：環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

### 5) 食品廃棄物の管理

日本の食品廃棄物は、2001年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下「食品リサイクル法」という。)によって、管理されている。食品関連事業者には同法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を業種別に設定されている。また再生利用等を行うに当たっての基準を提示し、個々の事業者毎の取組目標と発生抑制の目標を設定し、発生量が年間100トン以上の食品関連業者に対しては、環境大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務づけ、その取組が著しく不十分な場合に、勧告、公表、命令、罰金の措置が行われる<sup>15</sup>。

最近の食品廃棄物等の発生状況の推移に関しては、図1-10に示したように食品廃棄物等の総量は2015年度が2,842万トンで、2008年度から2割近く削減されているが、近年は横ばい傾向である。発生抑制目標値を設定した業種は31業種であり、事業者ごとの目標達成状況を見ると、図1-11に示したように2016年度の時点で80%以上の事業者

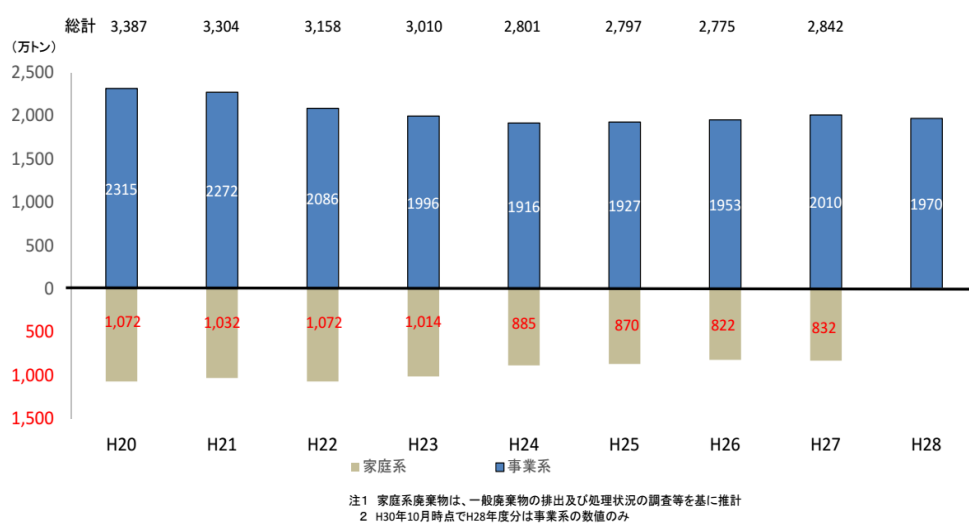
<sup>15</sup> 農林水産省・環境省「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行状況」[www.env.go.jp/council/03recycle/siryouuuuul.pdf](http://www.env.go.jp/council/03recycle/siryouuuuul.pdf)(アクセス日：2019-4-7)。

が目標を達成した業種が23業種である<sup>16</sup>。

農林水産省によると、2015年度の食品廃棄物等は年間2,842万トン、そのうち食品ロス<sup>17</sup>は図1-12に示したように646万トンである。食品ロス削減関係省庁等<sup>18</sup>はお互いに連携して、食品ロス削減に向けた様々な取組を推進している。事業系の食品ロス削減に向けての取組としては賞味期限の年月表示化、食品ロスの削減に役立つ容器包装などがあり、家庭系の食品ロス削減に向けての取組としては食品ロス削減に向けた国民運動の展開などがある。

最近では、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布(2019.5.31)された。

図1-10 食品廃棄物等の発生状況の推移



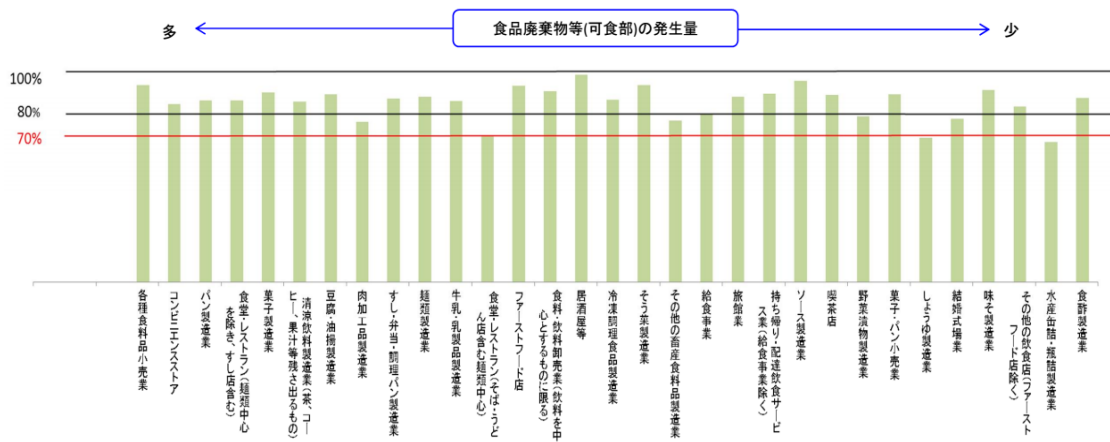
(出典：農林水産省・環境省「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行状況」)

<sup>16</sup> 農林水産省・前掲注(15)11頁。

<sup>17</sup> 食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品をいう。

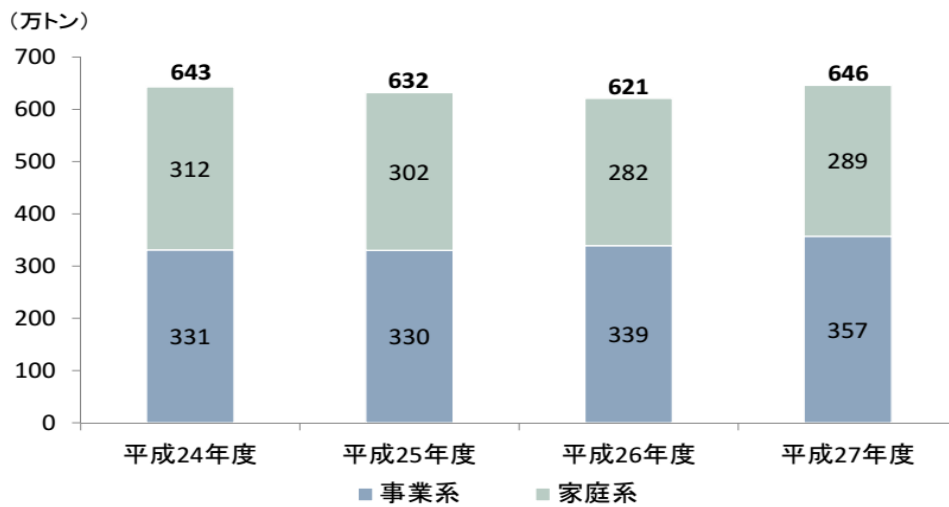
<sup>18</sup> 農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省、消費者庁

図1-11 食品廃棄物等の発生抑制の目標を達成した事業者の割合



(出典：農林水産省・環境省「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行状況」)

図1-12 食品ロスの推移



(出典：農林水産省・環境省「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行状況」)

#### 6) 使用済自動車の管理

日本では、2005年1月に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図っている。

日本の自動車リサイクル法の大きな特質は、豊島事件という自動車シュレッダーダスト(以下ASRと略す)の不法投棄に起因し、ASRを「潜在的廃棄物」と見なし、その処理・リサイクルを「拡大生産者責任」制度を適用して自動車メーカー等に課したのである<sup>19</sup>。自動車製造業者、輸入業者が製造または輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグおよびシュレッダーダストを引き取り、リサイクルを適正に行うことを義務づけている<sup>20</sup>。

2017年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類のリサイクル率は、表1-2に示したようにそれぞれ97.9%～98.9%及び94%と、引き続き自動車リサイクル法に基づく目標(70%及び85%)を大幅に超過して達成している<sup>21</sup>。また、2017年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は、表1-3に示したように5,199台(不法投棄599台、不適正保管4,660台)で、法施行時と比較すると97.6%減少している。

表1-2 自動車メーカー等のリサイクル率

	リサイクル率(%)	
	シュレッダーダスト(ASR)	エアバッグ類
基準	70(平成27年度～) 50(平成22年度～) 30(平成17年度～)	85
H28年度	97.3～98.7	93～94
H29年度	97.9～98.9	94

※指定再資源化機関に委託して再資源化等を行う事業者を除く  
各社公開情報ベースのため、有効数字の桁数が異なる。

(出典：経済産業省□環境省「平成30年自動車リサイクル法の施行状況」)

<sup>19</sup> 外川健一「自動車リサイクルシステムの現状」『環境経済・政策研究 2014年8巻1号』92頁。

<sup>20</sup> 安田・前掲注(6)180～182頁。

<sup>21</sup> 環境省『平成28年版 環境白書 環境・循環型社会・生物多様性白書』205頁。

表1-3 不法投棄□不適正保管車両の状況

①不法投棄・不適正保管車両の状況

(単位:台)

		全 国			うち離島分								
			不適正保管	不法投棄		不適正保管	不法投棄						
法 施 行 時	H16.9 末	218,359	195,860	22,499	16,707	13,503	3,204						
	H17.3 末	—	—	—	—	—	—						
	H17.3 末	140,436 (-35.7%)	122,599 (-37.4%)	17,837 (-20.7%)	13,957 (-16.5%)	9,640 (-28.6%)	4,317 (+34.7%)						
	H26.3末	7,354 (-96.6%)	5,320 (-97.3%)	2,034 (-91.0%)	793 (-95.3%)	667 (-95.1%)	126 (-96.1%)						
	H27.3末	7,226 (-96.7%)	5,302 (-97.3%)	1,924 (-91.4%)	734 (-95.6%)	612 (-95.5%)	122 (-96.2%)						
	H28.3末	5,589 (-97.4%)	4,660 (-97.6%)	929 (-95.9%)	128 (-99.2%)	56 (-99.6%)	72 (-97.8%)						
	H29.3末	4,833 (-97.8%)	4,236 (-97.8%)	597 (-97.3%)	115 (-99.3%)	32 (-99.8%)	83 (-97.4%)						
	H30.3末	5,199 (-97.6%)	4,600 (-97.7%)	599 (-97.3%)	262 (-98.4%)	154 (-98.9%)	108 (-96.6%)						
		法施行前	法施行後 [うち、平成 29年度に 発生]	法施行前	法施行後 [うち、平成 29年度に 発生]	法施行前	法施行後 [うち、平成 29年度に 発生]	法施行前	法施行後 [うち、平成 29年度に 発生]				
		2,459	2,740 [634]	2,314	2,286 [495]	145	454 [139]	17	245 [102]	17	137 [2]	0	108 [100]

※括弧内は、平成16年9月末の台数との比率

(出典：経済産業省□環境省「平成30年自動車リサイクル法の施行状況」)

7) 使用済家電製品の管理

日本の使用済家電製品は、2001年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)及び2013年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という。)によって、管理されている。

家電リサイクル法は、対象となる特定家庭用機器(エアコン、ブラウン管テレビ、液晶式・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商

品化率)以上の割合で再商品化すること、消費者に運搬料金とリサイクル料金を支払うこと(後払い)を義務付けた<sup>22</sup>。2015年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度(1,086万台)から横ばい(1,088万台)となっており、回収率は52.2%となっている(図1-13)。また、2015年度の再商品化実績は、エアコンが93%、ブラウン管テレビが73%、液晶式・プラズマ式テレビが89%、冷蔵庫・冷凍庫が82%、洗濯機・衣類乾燥機が90%となっている。一方で、2015年度の不法投棄台数は、前年度(7万4,600台)と比べ約6.6%減(6万9,700台)となっている<sup>23</sup>。

小型家電リサイクル法は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を行おうとする者が、再事業化事業計画を作成し主務大臣の認定を受けることで廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的としている<sup>24</sup>。日本の小型家電リサイクル法制度の特徴は、自主性を重んじる促進型制度である点にある。すなわち、同法には各主体の責務が規定されているものの、明確な義務を課される者はなく、本制度へ参加するか否かは自治体の判断に委ねられている<sup>25</sup>。小型家電リサイクル法の基本方針では、回収され再資源化を実施する量の目標を、2018年度までに一年当たり14万トンで、一人一年当たりに換算すると約1kgとしているが、2015年度の目標達成状況を見ると6.7トンである<sup>26</sup>。市町村の取組状況については、2016年度に環境省が実施した市町村アンケートで1,219市町村(全市町村の約70%)が「実施中」と回答した(2016年4月1日

---

<sup>22</sup> 細田衛士・山本雅資「循環型社会の構築に向けて―課題と展望―」『環境経済・政策研究Vol.10, No.1, 2017年3月』7～12頁。

<sup>23</sup> 環境省・前掲注(21)204頁。

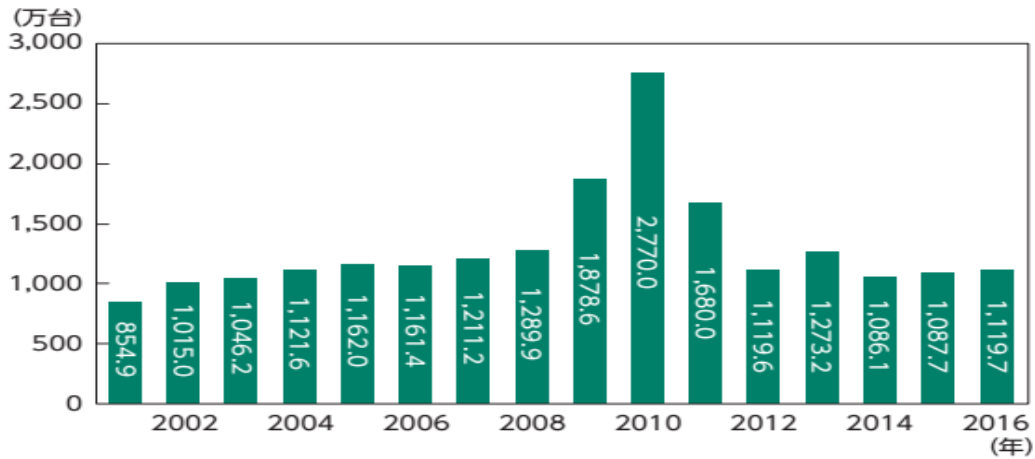
<sup>24</sup> 環境省・前掲注(21)206頁。

<sup>25</sup> 齋藤優子・劉庭秀「日本における小型家電リサイクル政策の現状と課題 -自治体および認定事業者の実態調査分析を中心に-」『MACRO REVIEW、2015年 28巻 1号』1頁。

<sup>26</sup> 環境省「循環型社会形成に向けた数値目標の進捗状況、2017年3月」15頁。

時点)<sup>27</sup>。

図1-13 全国の指定引取場所における廃家電の引取台数



注：家電の品目追加経緯。

2004年4月1日 電気冷凍庫を追加。

2009年4月1日 液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機を追加。

(出典：平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書、環境省)

### (3) 第4次循環型社会形成推進基本計画

#### 1) 基本計画の概要

循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。 )とは、「循環型社会基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとして、2018年6月19日に第4次循環基本計画が閣議決定された<sup>28</sup>。

第4次循環基本計画の構成は、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上

<sup>27</sup> 環境省・前掲注(21)206頁。

<sup>28</sup> 環境省「第4次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定に関する経緯」<https://www.env.go.jp/ecycle/circul/keikaku.html>(アクセス日：2019-4-7)。

で、重要な方向性として、<sup>①</sup>地域循環共生圏形成による地域活性化、<sup>②</sup>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、<sup>③</sup>適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。また、このような施策を裏付けるための循環分野における基盤整備に関する取り組みを示している。

## 2) 基本計画の指標

### ① 循環型社会の全体像に関する指標

循環型社会を形成するためには、どの程度の資源を採取、消費、廃棄しているのか、その全体像を的確に把握し、その向上を図っていく必要がある。第四次循環基本計画では、第1次から第3次までの循環基本計画に引き続き、循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るための「物質フロー指標」として、物質フロー(ものの流れ)の3つの断面である[入口]、[循環]、[出口]を代表する指標(代表指標)を[資源生産性]、[循環利用率]、[最終処分量]とし、数値目標を設定している。

なお、[循環利用率]については、総物質投入量を分母とした[入口側の循環利用率]と廃棄物等の発生量を分母とした[出口側の循環利用率]の両方を代表指標とし、数値目標を設定している。

### ② 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標

中長期的な方向性に沿った各主体の取組の進展度合いを的確に計測・評価し、更なる取組を促していくため、第4次循環基本計画では中長期的な方向性の項目別に代表指標を定め、可能な範囲で数値目標を設定するとともに、数値目標を設定しない指標については当面の推移をモニターする。中長期的な方向性の項目別の代表指標は、各主体の取組の進展による物質フローの改善等の状況を捉える「項目別物質フロー指標」を可能な範囲で設定するとともに、各主体の取組の進展そのものを捉える「項目別取組指標」を設定している(表1-4、図1-14)。



表 1-4 第 4 次基本計画における指標の種類

区分	指標の種類	指標の意味
循環型社会の全体像に関する指標	物質フロー指標	・ 経済社会におけるものの流れ全体を把握し、その向上を図る
		・ 物質フローの3つの断面である[入口]、[循環]、[出口]それぞれについて、資源生産性、循環利用率、最終処分量を設定
循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標	項目別物質フロー指標	・ 各主体の取組の進展による物質フローの改善等の状況を捉える
	項目別取組指標	・ 各主体の取組の進展そのものを捉える

(出典：環境省「第4次循環型社会形成推進基本計画の概要」)

図1-14 取組の進展に関する指標の例

持続可能な社会づくりとの統合的取組	● 循環型社会ビジネスの市場規模 ● 家庭系・事業系食品ロス量
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	● 1人1日当たりのごみ排出量 ● 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	● 国民1人当たりの一次資源等価換算した天然資源等消費量
適正処理の更なる推進と環境再生	● 廃棄物等種類別の出口側の循環利用率
万全な災害廃棄物処理体制の構築	● 不法投棄、不適正処理の発生件数
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	● 一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場の残余年数
循環分野における基盤整備	● 災害廃棄物処理計画の策定率
	● 資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数
	● 電子マニフェストの普及率 ● 具体的な3R行動の実施率

(出典：環境省「第4次循環型社会形成推進基本計画の概要」)

#### (4) 循環型社会に向けた情報共有・普及啓発

日本は、循環型社会形成のさらなる推進を図るため、3R<sup>29</sup>、Re-Styleを主なキーワ

<sup>29</sup> 3R(スリーアール)とは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称である。

ードとして、国民理解の促進や各主体との連携強化を図るべく、情報発進、国民実践運動、広報イベント等様々な活動を実施している。

#### 1) 3R推進月間

毎年、10月をリデュース、リユース、リサイクル推進月間(3R推進月間)とし、国民及び事業者に対し、3Rに関する理解と協力を求めるとともに、循環型社会の形成に向けた取組を推進するため、関係省庁、地方公共団体、関係団体により様々な取組、行事が行われる。

#### 2) 3R推進全国大会(2006年～)

国民・事業者・行政が一堂に会し、循環型社会の形成に関するそれぞれの知識や経験を交換するとともに、参加者一人一人が自らのライフスタイルを見直す機会を提供することを目的として、毎年環境省が3R活動フォーラム<sup>30</sup>と各地の自治体と共同で開催している。本大会の前身である「ごみ減量化推進全国大会」は1992年から開催されている。

#### 3) 環境にやさしい買い物キャンペーン(2000年～)

環境省が、3R活動推進フォーラム及び経済産業省とともに3R推進月間中に、都道府県及び市町村、流通事業団体、消費者団体等と連携して、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施している。同キャンペーンでは、消費者や流通・小売業者に向けて、買い物袋の持参、簡易包装への協力、環境配慮型商品の購入、量り売り商品の購入など、環境に優しい消費者行動を呼び掛ける活動を実施している。

---

<sup>30</sup> 3R活動推進フォーラムとは、2006年に企業、研究機関、各種業界団体、NPO・NGOなどを会員として設立されたもの。3Rに関する啓発活動などを行っている。

#### 4) 3R 推進マイスター

容器包装リサイクル法において、レジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「3R 推進マイスター(容器包装廃棄物の排出抑制推進員)」を委嘱し、推進員により容器包装廃棄物の排出の状況・排出抑制の取組の重要性に関する啓発、消費者への指導・助言等を行うこととしている。

#### 5) R マークと 3R マーク

1995 年、3R 活動推進フォーラムの前身であるごみ減量化推進国民会議によって、再生紙の利用促進・普及啓発を図るため、古紙パルプ配合率が一目で判断できるように、シンボルマークとして「R マーク」が定められた。再生紙の使用は、製紙原料として古紙の利用率を高め、貴重な資源を有効に利用することにつながる。

3R の趣旨をわかりやすくイメージすることにより、3R 活動をより親しみやすいものにし、より多くの人々に積極的な参加と協力を呼びかけることを目的に、3R 推進協議会<sup>31</sup>によって、3R マークが定められた。企業や NPO などの団体、自治体が 3R に関する実践活動や PR・キャンペーンを行う際に自由に活用することができる。

#### 6) Re-style

循環型社会に向けた情報共有の一つの手段として、恒常的に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」([www.re-style.env.go.jp](http://www.re-style.env.go.jp))を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、第3次循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を、若い世代を始めとした多くの方々に対して行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図っている<sup>32</sup>。

---

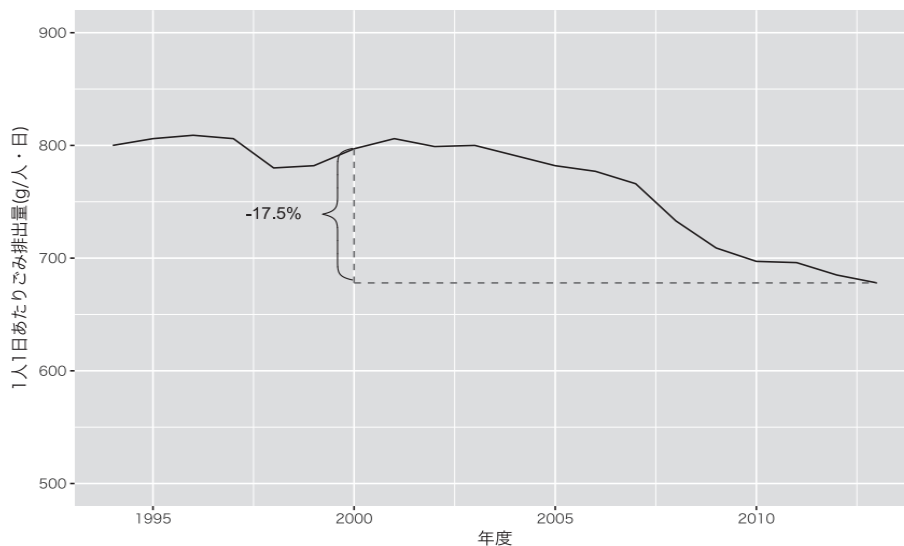
<sup>31</sup> 3R推進協議会とは、循環型社会の構築を目指し、行政・消費者・産業界等が緊密な連携のもと、広範なリサイクル国民運動を展開するための相互連絡等を行う場として設立されたもの、3R推進のための広範な国民運動を展開している。

<sup>32</sup> Re-styleとは、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱して、その活動や取組の浸透を呼びかけている。また、3Rや限りある資源の大切さを多くの人に知ってもらうため、様々なコンテンツを発信する環境省Webサイトの名称としても活用し、全国で一体感をもった取組として

## (5) 循環型社会政策の成果

日本のこうした資源循環型社会を形成するための法制度は一定の成果を出している。まず、「循環型社会基本法」が制定された2000年から2013年の間に家庭系ごみの排出量の変化を見てみると、図1-15に示したように約17%減少していることがわかる。2008年前後に減少率が高く金融危機による影響も受けていると考えられるが、同期間にリサイクル率も上昇していることから、「循環型社会基本法」をはじめとした各種の法制度が一定の役割を果たしたものと考えられる<sup>33</sup>。

図1-15 家庭系ごみの排出量の変化



(出典：細田衛士・山本雅資「循環型社会の構築に向けて―課題と展望―」)

図1-16は循環基本計画に含まれている循環指標の推移を示したものである。これを見ると、1995年に約8,200万トンであった最終処分量が2012年には1,800万トンまで大

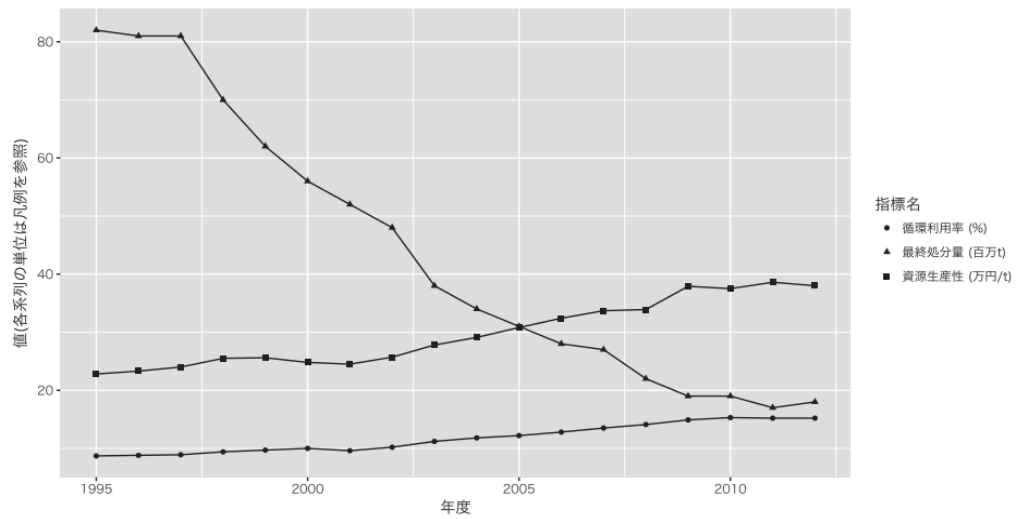
---

推進している。「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」を、キーメッセージに、環境の面だけではなく、歌やダンス、アニメや動画などのサブカルチャーなどと連携したコンテンツを発信している。

<sup>33</sup> 細田衛士・山本雅資、「循環型社会の構築に向けて―課題と展望―」『環境経済・政策研究 Vol. 10, No. 1, 2017年3月』7～12頁。

幅に減少していることがわかる。また、循環利用率をみても、1995年の8.7%から2012年には15.2%とほぼ2倍へと推移している。

図1-16 日本の循環政策ターゲット指標の推移



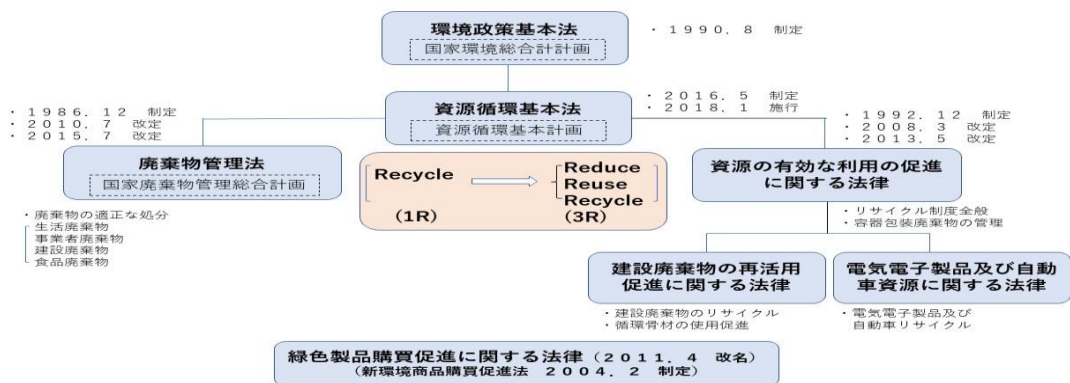
(出典：細田衛士・山本雅資「循環型社会の構築に向けて—課題と展望—」)

## 第2章 韓国の循環型社会形成推進制度

### (1) 循環型社会形成のための法体系

韓国における資源循環社会の形成に向けての法体系は、環境政策の基本となる事項を定めた「環境政策基本法」を中心としている。図2-1の韓国の廃棄物関連法体系に示したとおり、循環型社会への転換を実現するための基本原則等を定めた「資源循環基本法」及び基本原則のもとに、廃棄物の適正な処分に関する事項を定めた「廃棄物管理法」及びリサイクル制度に関する一般法である「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」（以下「資源リサイクル法」という。）が存在する。特に、「資源リサイクル法」が2008年3月の改定によって、資源循環の概念(第2条第1項)及び基本原則(第2条の2)が導入された。これによって、韓国のリサイクル政策が1R(Recycle)から3R(Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：リサイクル)に転換された。「資源リサイクル法」の下には、個別の物品の特性に応じて制定された「建設廃棄物の再活用促進に関する法律」及び「電気電子製品及び自動車資源に関する法律」が存在する。

図2-1 韓国の廃棄物関連法体系<sup>34</sup>



<筆者作成>

<sup>34</sup> Seo, Sewook 「資源循環社会への転換に向けた政策課題：日本事例の示唆を中心に」 『予算政策研究第4巻1号、2015年』 187頁。

## (2) 資源循環型社会を形成するための法制度の最近の対応状況

### 1) 資源循環基本法

#### ① 法の概要

韓国の資源循環基本法は、循環型社会の形成に向けた理念と基本原則等を定めるとともにこれらを具体的に実現させるための新たな制度を導入していることが特徴である。以下表2-1の条文体系に示したとおり、第3章の資源循環成果管理制度と第4章の廃棄物処理負担金とその代表的な例である。資源循環成果管理制度とは、国が地方公共団体と事業者廃棄物の減量と再使用量等を目標管理する制度である。廃棄物処理負担金とは、最終処分すべき廃棄物の量を根本的に減らすために、EU等の埋立税を参考にした制度であり、国が地方公共団体と事業者に最終処分(焼却又は埋立)する廃棄物に対して課するように定めている。日本の産業廃棄物税<sup>35</sup>がこれと類似する制度といえる。この2つの制度の実効性を確保するために第6章には罰則条項も含まれている。

表2-1「資源循環基本法」の条文体系

区分	構成内容
第1章 総則	目的、正義、責務、循環資源の認定等
第2章 資源循環基本計画の樹立等	国：基本計画 地方公共団体：施行計画、執行計画
第3章 資源循環促進施策等	循環資源の品質表示 資源循環成果管理制度
第4章 資源循環基盤助成金及び支援等	廃棄物処理負担金
第5章 補則	資料の提出、検査等
第6章 罰則	資源循環成果管理制度、廃棄物処理負担金に関する違反事項等

<筆者作成>

<sup>35</sup> 産業廃棄物税とは、産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される法定外目的税のことであり、税収は一般的に、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル率向上支援、不適正処理の対策強化などに使われている。課税の有無や課税方式は自治体(都道府県、政令市の両方を含む)ごとに定められている。

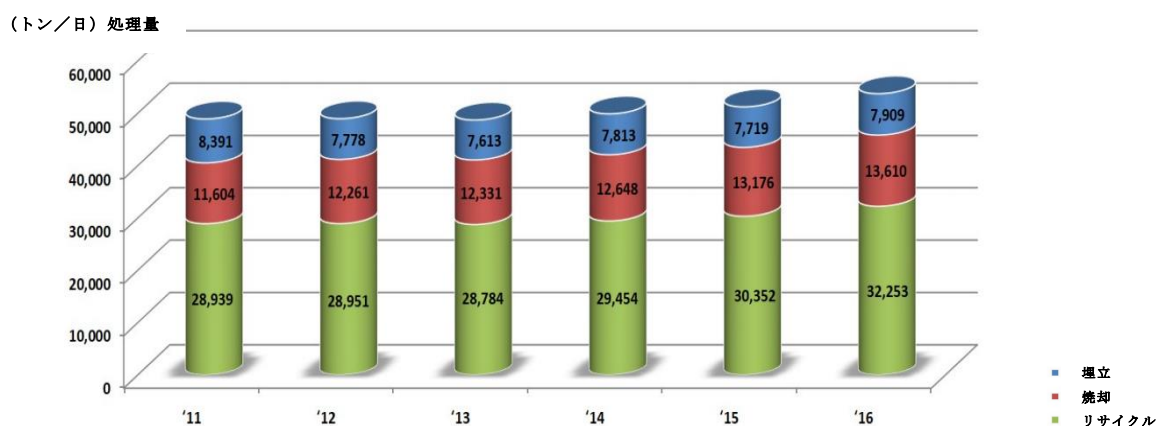
## ② 最近の対応状況

環境部は資源循環基本法第11条に基づき、関係府省合同で資源の効率的利用、廃棄物の発生抑制及び循環利用促進に対する10年単位(2018~2027)の国家戦略として、第1次資源循環基本計画を2018年の閣議に報告口確定した。これによって、各地方公共団体は施行計画(各広域地方公共団体別)と執行計画(各基礎自治体地方公共団体別)を作成することになっている。

### 2) 一般廃棄物と産業廃棄物の管理

1986年に制定された「廃棄物管理法」では、廃棄物発生場所を基準として廃棄物を大きく生活廃棄物と事業場廃棄物の2つに区分している。2015年には、生活廃棄物(日本の一般廃棄物に該当する。)については、排出量が約1,870万トン、リサイクル量が約1,107万トン、最終処分量が約282万トンとなっており、ごみのリサイクル率が約59.2%である(図2-2、図2-3)。また2015年度の排出量を一人一日当たりごみ排出量に換算すると、970gとなる(図2-4)。生活廃棄物の排出量は2011~2013まで減少してきたが、2014年以降増加傾向にある。

図2-2 生活廃棄物の処理方法別処理量の推移



(出典：韓国環境部『2016年全国の廃棄物発生及び処理現状』)

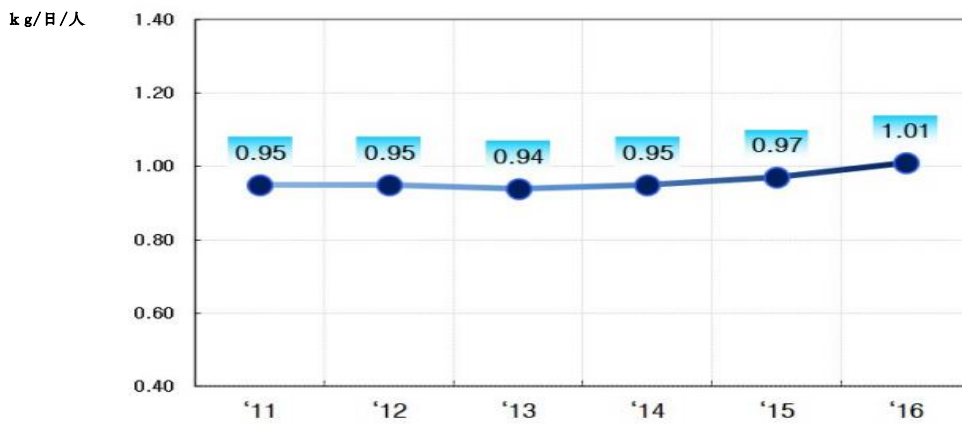


図2-3 生活廃棄物の処理方法別処理率の推移



(出典：韓国環境部『2016年全国の廃棄物発生及び処理現状』)

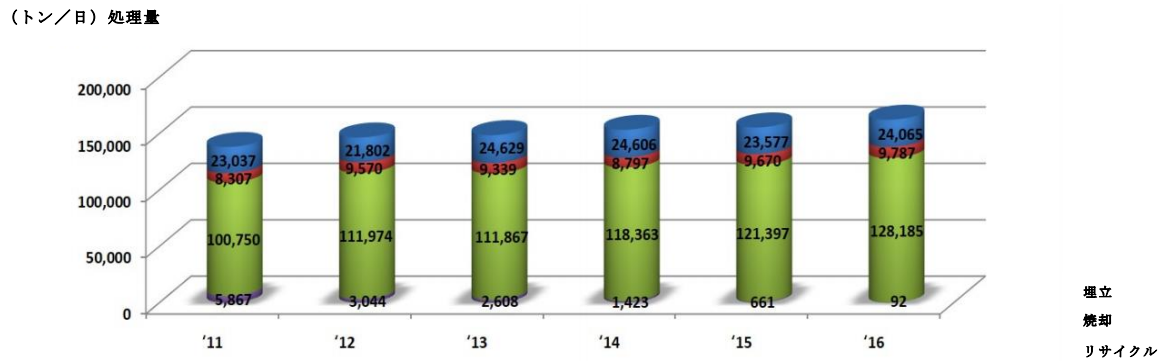
図2-4 一人一人あたり生活廃棄物の排出量の推移



(出典：韓国環境部『2016年全国の廃棄物発生及び処理現状』)

事業場排出施設届廃棄物(日本の産業廃棄物に該当する。)については、2014年度の排出量が約351.7万トン/日、再生利用量が約307.4トン/日、最終処分量が約30.1トン/日となっており(図2-5)、ごみのリサイクル率が約77.3%である(図2-6)。

図2-5 事業場排出施設届廃棄物の処理方法別処理量の推移



(出典：韓国環境部『2016年全国の廃棄物発生及び処理現状』)

図2-6 事業場排出施設届廃棄物の処理方法別処理率の推移



(出典：韓国環境部『2016年全国の廃棄物発生及び処理現状』)

### 3) 容器包装廃棄物の管理

韓国の容器包装廃棄物は、品目別の個別法ではなく、「資源リサイクル法」によって、管理されている。「資源リサイクル法」では、4種類の容器包装群(紙パック、ガラス瓶、金属カン、合成樹脂材質の容器包装)を指定し、それらの容器包装を製造又は輸入する事業者には再商品化の義務を課すこととなっている。再商品化率の目標は、容器包装の種類別出荷量<sup>36</sup>を基準として、毎年環境省令で定められるようになっている。出荷量を基準として再商品化の目標が定められるため、事業者が目標を達成する

<sup>36</sup> 事業者が製造又は輸入した製品に使用された容器包装の年間出荷量。

には地方公共団体が分別収集した資源物(家庭系ごみ)を再商品化するだけでなく、事業場等(学校、集団回収場所など)から排出された資源物を自ら収集して再商品化を行っている。また同法第14条に基づいて、4種類の容器包装群の生産者は「分別排出表示」(＝分別回収の際の識別を容易にするために、材質・成分等の表示が求められる制度)をするよう義務づけられている。

各容器包装の生産者等が遵守すべき容器包装別の2021年度におけるリサイクル義務率の目標率は、合成樹脂容器包装が56.3～83.0%(材質によって相違)、ガラス瓶が79.3%、紙パックが36.0%、金属缶が81.6～83.1%である(表2-2)<sup>37</sup>。

表2-2 製品□容器包装別の2018年度リサイクル義務率及び2021までの長期リサイクル目標率

品目		2018年 義務率	長期リサイクル目標率(2021年)	
金属カン(鉄)		81.0%	83.1%	
金属カン(アルミ)		79.7%	81.6%	
ガラス瓶		73.4%	79.3%	
紙パック		32.1%	36.0%	
合成樹脂 容器包装	PET(有色、無色)	80.0%	83.0%	
	PET(複合)	83.0%		
	発泡合成樹脂	80.7%	80.7%	
	PSP(単一材質)	44.2%	56.3%	
	PVC		69.2%	77.1%
	その他 合成樹脂	単一材質の 容器類・トレイ	80.8%	84.5%
		複合材質、 フィルム・シート	66.6%	72.9%
潤滑油 容器		78.3%	80.5%	

(出典：韓国循環資源流通支援センター「容器包装リサイクル義務履行実績」)

<sup>37</sup> 韓国環境部「2019年度の製品□包装材別リサイクル義務率(環境部告示 第2018-230号)、2018年12月28日」

2017年には、容器包装リサイクル義務率については、容器包装全体が81%、金属カン(鉄及びアルミ)が83%(目標率：79.7~80.8%)、紙パックが22%(目標率：35.0%)、ガラス瓶が63%(目標率：76.3%)、ペットボトルが81%(目標率：81.8~83.0%)、発泡合成樹脂が92%(目標率：42.3~80.7%)、その他の合成樹脂が100%(目標率：65.3~79.6%)で容器包装全体は目標率を達成しているが、紙パック、ガラス瓶、ペットボトルについては、最近5年間のリサイクル率が目標を下回っている(図2-7~図2-13)<sup>38</sup>。

図2-7 容器包装リサイクル義務の移行実績の推移(容器包装全体)

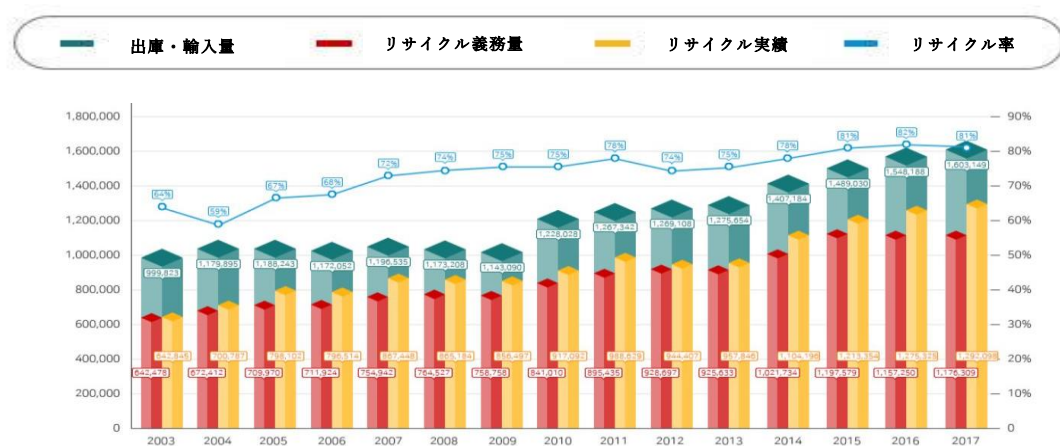


図2-8 容器包装リサイクル義務の移行実績の推移(金属カン)



<sup>38</sup> 韓国循環資源流通支援センター「容器包装リサイクル義務の移行実績の推移」<http://www.kora.or.kr/epr/record.do>(アクセス日：2019-3-15)。

図 2-9 容器包装リサイクル義務の移行実績の推移(紙パック)

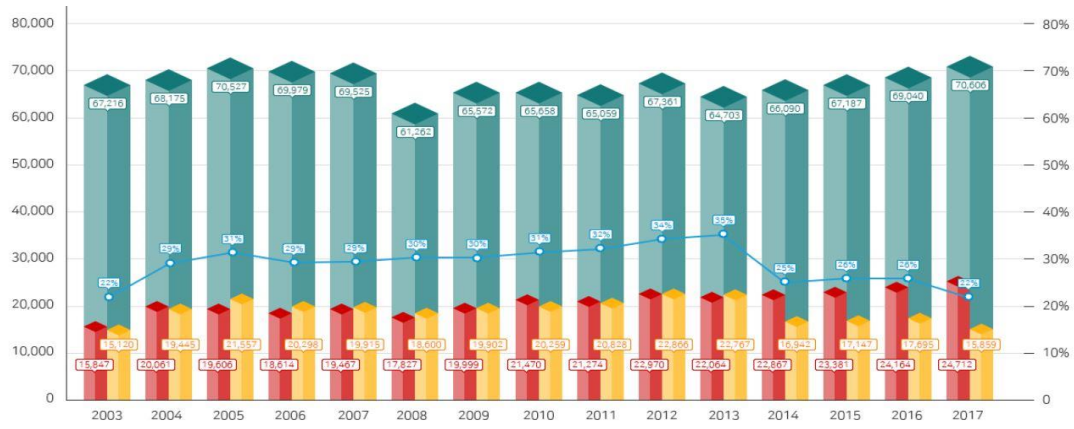


図2-10 容器包装リサイクル義務の移行実績の推移(ガラス瓶)



図2-11 容器包装リサイクル義務の移行実績の推移(ペットボトル)



図2-12 容器包装リサイクル義務の移行実績の推移(発泡合成樹脂)



図2-13 容器包装リサイクル義務の移行実績の推移(その他の合成樹脂)



(出典：韓国循環資源流通支援センター「容器包装リサイクル義務履行実績」)

#### 4) 建設廃棄物のリサイクル促進に関する法律(建設廃棄物法)

韓国の建設廃棄物は、2005年1月に制定された「建設廃棄物のリサイクル促進に関する法律」(以下「建設廃棄物法」という。)によって、管理されている。同法で規定されている対象となる建設廃棄物は、施設物を設置・維持・補修する工事(敷地造成工事を含む)及び機械設備やその他の構造物の設置及び解体工事等の中で、5トン以上の廃棄物(工事を開始するときから完了するまで発生するもの)として、廃コンクリー

ト、廃アスファルトコンクリート、廃煉瓦、廃瓦、廃ブロック、廃木材、廃パネル、廃合成樹脂、廃繊維、建設汚泥、廃金属、廃タイル、廃ボード、建設廃土石、混合廃棄物、その他の廃棄物等の18品目を排出するものと定めている<sup>39</sup>。

2016年度の建設廃棄物の発生量については約7千5百万トンで増加しつつあるといえる。これは韓国の廃棄物の発生量の48%に達する量である(2016年の総廃棄物の発生量415, 345トン/日のうち建設廃棄物の発生量は199, 444トン/日)<sup>40</sup>。

建設廃棄物のリサイクル率は、2016年が98.1%で最近6年間98%前後であり、その結果、埋立率は1~2%を維持している(表2-3)。しかし、リサイクル用途の大半が盛り土、覆土などであり、基層用、コンクリート用の骨材のように付加価値の高い部門への実質的なリサイクル率は40%に超えない実態である。したがって、天然骨材に代わる用途へのリサイクル率の向上が今後の建設リサイクル政策の課題だといえる。

表2-3 建設廃棄物処理状況

(単位：万トン/年)

区分	2011		2012		2013		2014		2015		2016	
		%		%		%		%		%		%
合計	6804	100.0	6812	100.0	6699	100.0	6766	100.0	7236	100.0	7280	100.0
埋立て	95	1.4	150	2.2	123	1.8	108	1.6	140	1.9	112	1.5
焼却	36	0.5	37	0.5	46	0.7	36	0.5	39	0.5	27	0.4
リサイクル	6673	98.1	6625	97.3	6531	97.5	6623	97.9	7058	97.6	7141	98.1

(出典：韓国環境部、『2016年の全国廃棄物発生及び処理状況』、2017年より参照)

韓国の建設廃棄物法の大きな特質は、建設工事の発注者が建設業社に再生材を使用

<sup>39</sup> 韓国環境部「建設廃棄物法、2019年4月16日改定」。

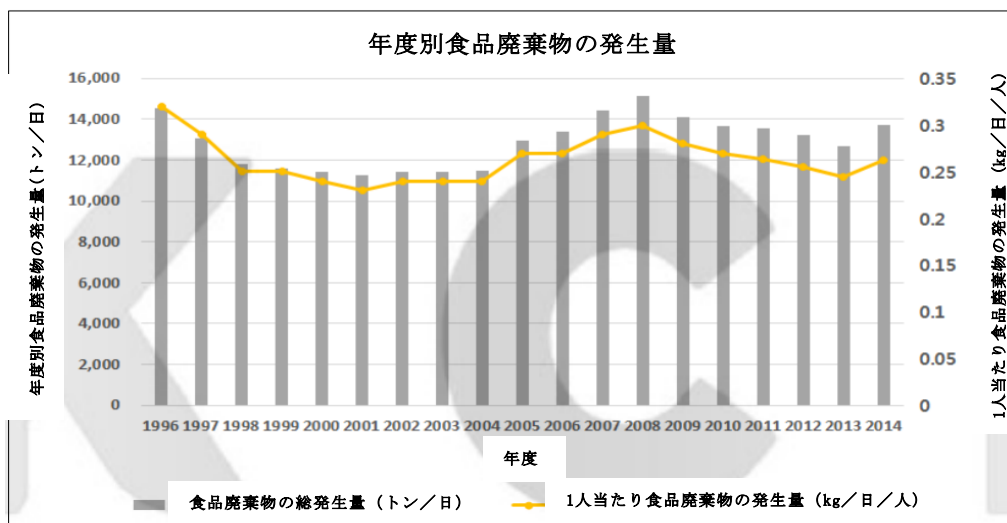
<sup>40</sup> 韓国環境部「2018年版 環境白書」493~496頁。

するよう義務づけていることである。韓国のこのような建設リサイクル制度は、「再生資材利用促進策」に重点を置いたものとなっている。これは、韓国では通常品(新材)と比較して再生材の方が安価ではないことともに、市場でも再生材に対する品質の信頼性が十分に確立されていないため、再資源化された場合であっても再利用先の確保が困難となるといえる。このため、再生材を利用するよう法律で決められている<sup>41</sup>。

#### 5) 食品廃棄物の管理

韓国の食品廃棄物は、品目別の個別法ではなく、「廃棄物管理法」によって管理されている。最近の食品廃棄物等の発生状況の推移に関しては、食品廃棄物等の総量は2015年度が519万トンで、2010年から2013年までは徐々に減少してきたが、2014年以降は増加(483万トン(2014年)→519万トン(2015年)→525万トン(2016年))傾向にある(図2-7)。

図2-7 年度別食品廃棄物の発生量



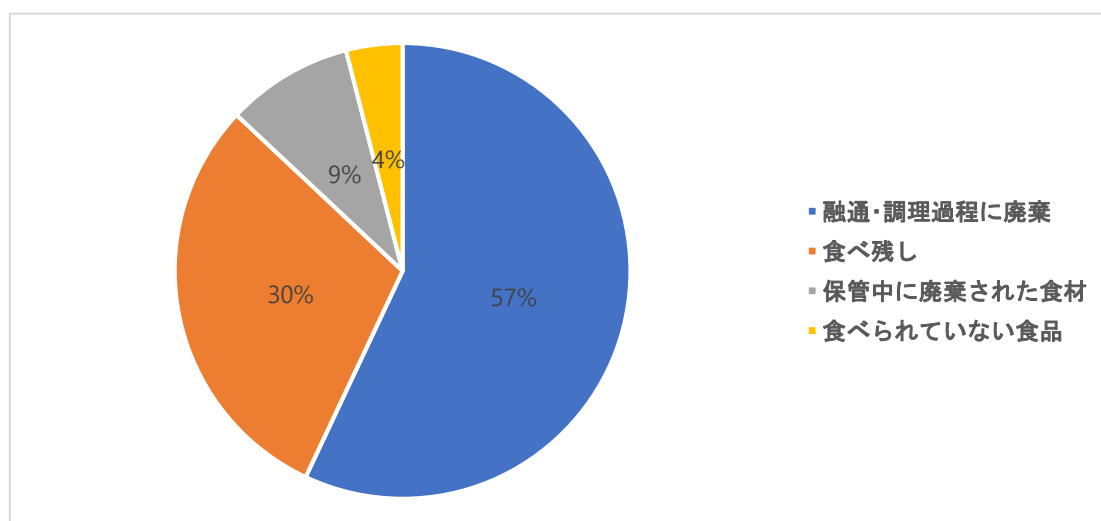
(出典: Yoo, Jaechul外2「韓国と日本の食品廃棄物管理政策の比較考察」)

<sup>41</sup> 松田・前掲注(14)204頁。



食品ロスについてはまだ調査が行われていないが、韓国環境部が発表した「食品廃棄物の発生分類(2011～2012年度基準)」によると、流通・調理過程での廃棄が一番多く(57%)、食べ残し(30%)、保管中に腐敗し廃棄された食材(9%)、食べられていない食品(4%)の順である(図2-7)。これによって韓国の食品ロスは30～40%<sup>42</sup>だと推定できる。

図2-8 食品廃棄物の発生分類(2011～2012年度基準)



(出典：韓国環境部『食品廃棄物を減らすこと！一つだけの地球を守る唯一の実践です』)

## 6) 使用済自動車の管理

韓国では、2008年1月に施行された「電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律」(以下「電子製品等資源循環法」という。)によって、自動車を設計段階から廃棄段階まですべての過程にかけて管理している。同法第25条第1項に基づくリサイクルを実施すべき自動車1台当たりの目標率は、自動車の重量を基準として2009年～2014年は85%(エネルギー回収は5%以下)、2015年度以降の各年は95%(エネルギー回収は10%以下)と定められている。リサイクル実績については、2016年に目標率が

<sup>42</sup> 食品ロス(30～40%)の推定根拠(筆者作成)：食べ残し(30%)＋保管中に廃棄された食材(9%)の一部＋食べられていない食品(4%)の一部。

95%に向上されて以降その目標を下回っているが、使用済自動車の重量の11.3% (2014年度基準)を占めるASRのリサイクル率が低いことに起因するといえる<sup>43</sup>。

また同法第25条第1項に基づくリサイクルを実施すべき自動車1台当たりの目標率は、自動車の重量を基準として2009年度～2014年度は85% (エネルギー回収は5%以下)、2015年度以降の各年度は95% (エネルギー回収は10%以下)と定められている。そのリサイクル実績については、表2-4に示した通り2016年95%に向上されで以降目標率を下回っているが、使用済自動車の重量の11.3% (2014年)を占めるASRのリサイクル率が低いことに起因するといえる<sup>44</sup>。

表2-4 使用済自動車のリサイクル目標率の達成結果

(単位：kg, %)

区分			2013	2014	2015	2016
目標率			85.0	85.0	95.0	95.0
リ サ イ ク ル 実 績	合計	割合	88.5	88.7	89.0	88.8
	1台当たりの 平均重量	割合	100.0	100.0	100.0	100.0
		重量	1,260.3	1279.0	1,268.5	1,272.0
	解体リサイク ル率	割合	61.7	62.3	55.5	55.5
		重量	777.2	796.8	704.0	705.9
	破砕リサイク ル率	割合	26.3	23.7	29.8	26.7
		重量	331.2	303.1	378.0	339.6
	ASRリサイク ル率	割合	0.5	2.7	3.7	6.6
		重量	6.4	34.5	46.9	83.9

(出典：Kim, Daebong 「廃自動車のリサイクル拡大のための環境省保障制の強化に関する研究」)

<sup>43</sup> Kim, Daebong 「廃自動車のリサイクル拡大のための環境省保障制の強化に関する研究、2018年」65頁。

<sup>44</sup> Kim・前掲注(43)65頁。

## 7) 使用済家電製品の管理

韓国の「電子製品等資源循環法」によって規制される電気・電子製品は、電子製品等資源循環法施行令第14条による大型機器(テレビ、冷蔵庫等)、通信事務機器(コンピューター、プリンター等)、中型機器(電子レンジ等)、小型機器(空気清浄機、扇風機等)などの27品目である。

最近の改定(2013年7月)では、電気電子製品のリサイクル目標管理制度を導入し、製品群別にリサイクルを実施すべき国民1人当たりの目標量を定め、27品目の重量を基準として3.9kg/人(2014年度)→4.5kg/人(2015年度)→4.8kg/人(2016年度)→5.4kg/人(2017年度)→6.0kg/人(2018年度)→6.52kg/人(2019年度)のように毎年増加させてきた。

そのリサイクル実績については、表2-5に示した通り大型機器、通信事務機器、小型機器の場合は目標を達成しているが、携帯電話、中型機器の場合は同制度が始まって以来、目標の達成ができていないため、賦課金を課せられている。

表 2-5 電気電子製品のリサイクル目標率の達成結果

(単位：%)

区分	2015	2016	2017	2018
大型機器	100	114	102	101
通信事務機器	65	83	91	102
携帯電話	16	5	5	2
中型機器	91	85	79	73
小型機器	68	90	100	124

(出典：韓国廃電子製品資源循環控除組合「廃電子製品リサイクル義務履行実績」)

### (3) 第1次資源循環基本計画

#### 1) 基本計画の概要

資源循環基本計画とは、資源循環基本法に基づく資源の効率的な利用、廃棄物の発生の抑制及び循環利用の促進に対する10年単位の国家戦略であり、2018年9月4日に第1次資源循環基本計画が閣議決定された。

第1次資源循環基本計画の構成は、「資源の善循環を通じて持続可能な循環経済の実現」をビジョンとして掲げた上で、資源の循環過程を生産、消費、管理、再生の4段階に分けて構成されている。各段階別の重要な方向性については、<sup>①</sup>(生産段階)資源の効率的な生産構造の確立、<sup>②</sup>(消費段階)環境にやさしい消費活動に取り組んで廃棄物の発生最小化、<sup>③</sup>(管理段階)地域ガバナンスに基づく処理最適化、<sup>④</sup>(再生段階)付加価値の高い物質リサイクルの促進などを掲げ、その実現に向けて2027年までに国が講ずべき施策を示している。

#### 2) 基本計画の指標

循環型社会全体像に関する指標として、国家総生産(GDP)比廃棄物発生量、循環利用率、最終処分率(廃棄物発生量のうち最終処分量の割合)、エネルギー回収率(可燃性廃棄物のうち、エネルギー化された廃棄物比率)の4つの指標を示しており、分野別指標として全部で34個の指標を資源循環4段階(生産、消費、管理、再生)に分けて提示している。一方、資源の全過程に対する物質フローに関する指標は示されていないが、同計画の本文でもこうした問題点を把握し、原料の投入、生産工程、廃棄後のリサイクルまで全過程に対する資源効率管理指標および補助指標などを開発する計画を示している。

第1次計画に盛り込まれた指標を表2-6のように、指標に盛り込まれた資源循環政策方向別に基盤構築、リデュース及びリユースに関連する指標、リサイクルに関する指

標、適正処理に関する指標など4種類に区分してみた。

表2-6 第1次基本計画における指標の内容別の分類

分類	指標の例	件数
基盤構築	① 国家/業種の資源生産性の算定	3
	② 資源効率専門企業の育成	
	③ 生態産業開発特性化大の指定	
リデュース及び リユース	① 業種別・共通技術ガイドライン	10
	② 生産原単位廃棄物発生量	
	③ 1人当たり1日生活廃棄物発生量	
	④ 共同住宅飲食物RFID普及率	
	⑤ 従量制封筒価格現実化率(住民負担率、全国平均)	
	⑥ 公共機関グリーン製品購買比率	
	⑦ 環境表示認証基準制・改正	
	⑧ 緑色売場拡大支援	
	⑨ 資源循環認識調査	
	⑩ 地域資源循環ネットワーク構築	
リサイクル	① 包装材・電気電子製品の循環利用性評価比率(%)	18
	② 資源循環型生産ガイドライン数	
	③ ユニ素材化試作品製作支援に対する商用化比率	
	④ 建設廃棄物発生量に対する混合廃棄物発生比率	
	⑤ リサイクル選別残物発生比率	
	⑥ 生活廃棄物直接埋立率	
	⑦ 廃棄物最適化協約の締結	
	⑧ 環境にやさしいエネルギータウン数	
	⑨ 未来廃資源拠点収集センター	
	⑩ リサイクル環境性評価機関の指定および評価承認業務の件数	
	⑪ 圏域別のアップサイクルセンター数	

分類	指標の例	件数
	⑫ 循環骨材の実質リサイクル目標率(高品質循環骨材の生産率)	
	⑬ ビニール類のリサイクル義務率	
	⑭ 自動車リサイクル率	
	⑮ 生ごみバイオガス化拡大(リサイクル量基準)	
	⑯ バイオガス利用率	
	⑰ リサイクル市場安定化財源の規模	
	⑱ リサイクル資金の育成融資	
廃棄物の適切な 処理	① 事業場生ごみ収集・運搬車両GPS付着	3
	② 医療廃棄物処理施設許可容量比処理量	
	③ 環境部・関税庁現場検査税関	

<筆者作成>

#### (4) 循環型社会に向けた的確な情報共有・普及啓発

韓国では、「使い捨て用品の削減」を主なキーワードして広報イベント、環境教育、等様々な資源循環実践運動が展開されてきたが、その殆どが短編的で継続性が低いという問題点があり、資源循環分野に対する教育コンテンツや専門講師など教育インフラも不十分である<sup>45</sup>。

##### 1) 情報発進

2005年度からは廃棄物管理システム(www.allbaro.or.kr)内に廃棄物減量情報メニューを開設し、廃棄物減量化の政策方向、減量の優秀事例などの情報発進を開始した。また廃棄物の減量成果大会を開催し、優秀事業場に対しては表彰及び県版を与え、優秀事例発表会などを開催している。

<sup>45</sup> 韓国環境部「第1次資源循環基本計画、2018年」64頁。

## 2) 環境の日

環境の日(6月5日)は1996年度から法定記念日とし指定され、毎年表彰式などの記念行事を行っている。最近では、2018年6月5日を“プラスチックのない日”に指定し、“プラスチック削減実践協議会”を発足させた。これを通じて国民向けのキャンペーンを推進する計画である。

## 3) 資源循環の日

2009年度からは毎年9月6日が資源循環の日に指定され、環境に配慮した生活の実践と資源循環に関する共感を拡散させるため、記念行事を開催するとともに廃棄物の減量及びリサイクルなど資源循環政策に寄与した団体・民間人や公務員などを表彰している。特に優秀事業所の廃棄物の減量事例については事例集を発刊し、情報を発信している。

## (5) 循環型社会政策の成果

韓国のこれらの廃棄物の発生抑制、リデュース、リサイクル施策は、各制度が施行された当初は、廃棄物の減量効果等の成果を出し、リサイクルの量的な成長も達成したと評価できる。まず、1994年の1日1人当たりの一般廃棄物の発生量は1.33kgだったが、使い捨て用品の使用抑制及び過大な容器包装の規制(1994年)、ごみの収集手数料の全国施行(1995年)、事業場廃棄物の減量化制度(1996年)等を推進した結果、2014年には0.95kgの発生となり、1994年に比べて28.6%も減少した。またリサイクル政策においては、資源節約リサイクル促進法の施行(1993年)、廃棄物負担金制度(1992年)、容器包装及び製品に対する拡大生産者責任制度(2003年)、建設廃棄物リサイクル促進法の施行による循環骨材の使用義務化(2005年)等の成果で2014年の廃棄物リサイクル率が59.1%でOECD国家の中でドイツに引き続き2位に該当した。しかし、同年の埋め立て率は15.9%でドイツ(0.3%)、日本(1.3%)に比べて高いといえる。

### 第3章 日韓の循環型社会形成推進に向けた法体系の比較

#### (1) 循環型社会の形成推進に向けた法体系の比較

表3-1 日韓の循環型社会に向けた法体系の比較表

区分	韓国	日本
基本法	環境政策基本法	環境基本法
循環型社会基本法	資源循環基本法	循環型社会基本法
個別法	廃棄物管理法	廃棄物処理法
	資源リサイクル法	資源有効利用促進法
<b>品目別の個別法</b>		
容器包装	資源リサイクル法に規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2条第14号：包装材の定義</li> <li>・ 第2条第15号：使い捨て用品の定義</li> <li>・ 第9条：包装廃棄物の発生抑制</li> <li>・ 第9条の2：包装材の材質・構造</li> <li>・ 第10条：使い捨て用品の使用抑制</li> <li>・ 第10条の2：使い捨てバックの販売代金の用途</li> <li>・ 第16条～第20条：製造業者等のリサイクル義務(EPR制度)</li> </ul>	容器包装リサイクル法
家電製品	電子製品及び自動車資源循環法	家電リサイクル法
食品	廃棄物管理法に規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第14条の3：食品廃棄物の発生抑制に向けた計画の定め等</li> <li>・ 第15条の2：食品廃棄物排出者の義務</li> </ul>	食品リサイクル法
建設廃棄物	建設廃棄物法	建設リサイクル法
自動車	電子製品及び自動車資源循環法	自動車リサイクル法
小型家電製品	電子製品及び自動車資源循環法	小型家電リサイクル法

<筆者作成>



韓国と日本の循環型社会形に向けた法体系の共通点は、廃棄物の発生及び処理概念を中心とする廃棄物の適正処理に関する法律と資源の節約及びリサイクルを中心とする再生利用の促進に関する法律で二元化になっており、またこの2つの法律を支えながら、資源循環社会を志向している「循環型社会基本法」が存在することである。

一方、日本の法体系と比較して、韓国の法体系における特徴は、品目別の個別法によって規制される対象が限られているということである。上記の表3-1に示したとおり、日本では廃棄物処理法及びリサイクル法の下に個別の品目の特性に応じて容器リサイクル法等の6つのリサイクル法が存在する。しかし、韓国では「建設廃棄物法」及び「電子製品等資源循環法<sup>46</sup>」の2つの品目別の個別法が存在し、容器包装、食品等の品目に関しては「廃棄物管理法」及び「資源リサイクル法」に規定されている。

## (2) 基本法の比較

### 1) 共通点

日本と韓国の基本法は、既存の廃棄物処理法制とリサイクル法制を存置しながら、別途の「循環型社会基本法」を制定したということで立法方式が類似しているといえる。またその法律名を基本法と定め、制定目的を循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにあるとしている。このような観点から循環型社会、循環資源等の基本概念を定義し、基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、循環型社会形成推進基本計画等を定めていることが同様といえる。

### 2) 相違点

日韓両国の基本法における最も大きな相違点は、日本の基本法は一般的で基本的な事項を定めた条項だけで構成されていることに対して、韓国の基本法は

---

<sup>46</sup> 韓国の「電子製品等資源循環法」には、家電(小型家電を含む)、自動車のリサイクル制度が規定されている。

執行法的な性格を持つ条項が一部含まれているということである。例えば、韓国の基本法には循環資源の認定(第9条)、資源循環成果管理(第15条～第16条)、廃棄物処分負担金(第21条～第22条)の運営について定めている。これは韓国の基本法は本来「資源循環社会促進法」で閣議決定され、個別法の性格を持っていたが、国会で基本法に法律名が変わって成立したからである。

### 3) 条文の比較

ここでは韓国と日本の基本法条文を詳細に比較研究し、その内容が相違すること、日本の基本法にはある韓国にはない条文、また韓国の基本法にはある日本の基本法にはない条文を中心として循環資源の正義、適切な役割分担等、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用の促進、年次報告等、教育の振興、民間活動の促進、資源循環成果管理制度、廃棄物処理負担金などの項目ごとに検討を行う(表3-2にまとめ)。

表3-2 日韓の循環型社会基本法の比較表及び検討意見

区分	韓国	日本	韓国から見た検討意見
循環資源の正義	廃棄物のうち環境大臣の認定を受けたもの	廃棄物等のうち有用なものをいう	日本の「廃棄物等」の概念を導入
適切な役割分担等	なし	あり	新設検討
廃棄物の発生抑制	なし *「資源リサイクル法」で定める	あり	「資源リサイクル法」から基本法に移管検討
再生品の使用促進	なし *「資源リサイクル法」で定める	あり	
年次報告等	なし	あり	新設検討
教育の振興	なし	あり	新設検討
民間活動の促進	なし	あり	新設検討
資源循環成果管理	あり	なし	基本法から「廃棄物管理法」又は「資源リサイクル法」に移管検討
廃棄物処理負担金	あり	なし	

<筆者作成>

## ① 循環資源の正義

韓国では循環資源の概念について廃棄物のうち「資源循環基本法」第9条によって環境大臣の認定を受けた廃棄物でない物質又はものを言うとして規定し、廃棄物を循環資源の上位概念とみる見解を示している<sup>47</sup>。一方、日本の基本法では、循環資源の概念を「廃棄物等のうち有用なものをいう」と定義し、循環資源が廃棄物等の一部として関係設定をしている(「循環型社会基本法」第2条第2号<sup>48</sup>)。韓国の基本法では循環資源の定義のように、廃棄物という上位概念から循環資源を抽出することは論理的な矛盾をきたす可能性がある。なぜなら循環資源はそもそも廃棄物にならず、逆に廃棄物から抽出できる価値のある循環資源というのは有り得ないからである<sup>49</sup>。しかしながら、この点について、日本の基本法のように「廃棄物等」の等を含む概念を導入し、廃棄物と循環資源の関係設定をすることが望ましいと判断できる。韓国の「廃棄物管理法」に定められている廃棄物の定義もまた日本の「廃棄物処理法」を模倣したもので、それぞれ必要でないもの(韓国)及び不要物(日本)と定義されており、廃棄物等の概念を導入することにおける矛盾がある可能性はないと考えられる。

## ② 適切な役割分担等

日本の基本法には、循環型社会の形成は各主体の適切な役割分担の下に講じられ、費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない(第4条)と定められている。韓国の基本法においても、国(地方公共団体)、事業者、国民等の各主体の責務について定められているが、公平な役割分担については規

---

<sup>47</sup> Kim, Hongkyun 「資源循環基本法の評価と今後の課題」『環境法研究第39巻1号、2017年』82頁。

<sup>48</sup> 同法では、廃棄物等について、「廃棄物と一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品」と定義している。

<sup>49</sup> Kim・前掲注(47)82～83頁。

定されていない。循環型社会の形成に向けては各主体のバランスの取れた参加が必要であるため、日本の基本法を参考にして、各主体の適切で公平な役割分担を循環型社会形成の基本的な考え方として定めることを提案したい。

### ③ 原材料・製品等が廃棄物等となることの抑制

日本の基本法には、原材料を効率的に利用し、製品は長期間使用することにより廃棄物の発生が抑制されなければならないと廃棄物の発生抑制について規定されている(第5条)。韓国では、このような廃棄物の発生抑制については、「資源リサイクル法」第8条(政府は生産者や消費者に資源の節約と廃棄物の発生抑制等のために必要な事項を勧告又は指導することができる)に規定されているが、廃棄物の発生抑制という概念が循環型社会形成における基本的な概念であり、そのような概念を定めるのが基本法の目的でもあるため、「資源リサイクル法」に規定されている廃棄物の発生抑制に関する条文(第8条～第9条)は、日本の基本法のように「資源リサイクル法」から基本法に移管することが法体系上望ましいと考えられる。

### ④ 再生品の使用の促進

日本の基本法には、国は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、地方公共団体、事業者及び国民による再生品の使用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする(第19条)と規定されている。韓国では、再生品の使用の促進のような趣旨の規定は、「資源リサイクル法」第15条<sup>50</sup>(再使用の促進)に規定されているが、この条項は基本法に移管することが望ましいと考えられ、これと一緒に、「資源リサイクル法」に規定された再使用の定義に関する条項

---

<sup>50</sup> 第15条：製品の製造者等は、流通した製品が廃棄物となる場合、その製品や部品を回収して新しい製品の製造に使用したり、再使用できるようにするなどの工夫をしなければならない。政府は製品の製造者等に技術支援など必要な措置をしなければならない。

(第2条第6号<sup>51</sup>)もまた基本法に移管することが望ましいと判断される。なぜなら、韓国の基本法第3条(基本原則)に、再使用という用語が使われているため、その定義、政策方向等は上位法で定めるのが法体系上適切だと考えられるからである。

#### ⑤ 年次報告等

日本では、基本法第14条に基づき政府の施策に関する報告書を作成し、国会に提出するよう義務づけられている。しかし、韓国の基本法においては、政府施策の現状や進捗状況等に関する年次報告書の作成義務並びに国会への提出義務がないため、資源循環社会への転換に向けての施策の点検及び情報発達の法制度的な仕組みが設けられていないといえる。今後の法改正で政府の年次報告書の作成及び国会への提出を義務付けられるように提案したい。そうすることで、施策の進捗状況などを的確に点検し、それを国民に発信するとともに、国民の意見を政策等の見直しに反映することができる。また資源循環基本計画についても日本では毎年中央環境審議会を開催し、同計画の着実な実行を確保するため、同計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うとされている。韓国もこのように環境政策委員会(日本の中央環境審議会)の審議等を通じる定期的な点検の仕組みを作る必要がある。

#### ⑥ 教育の振興及び民間活動の促進

日本の基本法には、国が循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興のために必要な措置を講じ(第27条)、また民間団体等の自発的な活動を促進するための措置を講ずる(第29条)ように規定されている。韓国の基本法には、このような国からの教育や民間団体等への支援に関する規定は存在しない。2018年に施行されたばかりの韓国の基本法を成功裡に定着させるためには、循環型社会に向けた情報共有・普及啓発が重

---

<sup>51</sup> 第2条第6号：再使用とは、リサイクル可能資源をそのまま、または改ざんして使用しなおしたり、生産活動に再び使用できるようにすることをいう。

要であるため、日本の基本法のように教育の振興及び民間活動の促進に関する条項の新設を検討することを提案したい。日本は今まで3R推進月間、3R推進全国大会、Re-styleなどの様々な活動を実施することにより、国民理解の促進や各主体との連携強化を図っているため、こういった活動についても事例研究等を行う必要がある。

#### ⑦ 資源循環成果管理及び廃棄物処理負担金

韓国の基本法では日本の基本法と違って、資源循環成果管理、廃棄物処理負担金等の循環型社会を実現させるための具体的な制度について定められている。基本法に具体的な制度に関する条文が含まれているのが正しいかどうかを判断すべく、「基本法の立法モデル研究」という2006年の韓国法制研究院の論文を調べたところ、韓国と日本の基本法は、2006年現在其々43個、28個が存在するが、日韓いずれもある程度類似な形式を取っており、国家政策の基本方向を提示するプログラム規定だといえる。また、基本法で決める内容の殆どが包括的で抽象的なことにとどまっている。そして、具体的な規定は下位個別法に任せている法律が大半であるため、基本法には具体的な制度や罰則規定などは殆ど含まれていない。例外的に、韓国の「災難及び安全管理基本法」と日本の「災難管理基本法」には具体的な規定が存在するが、これらの法律は、下位個別法が存在しないため、基本概念から詳細な制度運営まで完結的に定めている法律である<sup>52</sup>。結論として、韓国の他の基本法との統一性を持たせることを考え、下位法が多数存在することを考慮し、下位法で定められている廃棄物の発生抑制、再生品の使用促進等の基本概念の定義を定めた条文は基本法へ移管し、また基本法で定められている具体的な制度(資源循環成果管理等)は下位法(廃棄物管理法又は資源リサイクル法)へ移管することを提案したい。

---

<sup>52</sup> Park, Youngdo 「基本法の立法モデル研究」(韓国法制研究院 2006年)

表 3-3 日韓の循環型社会基本法の比較表

区 分	韓 国	日 本
法律名及び 成立・施行日	資源循環基本法 2016. 5. 29成立、2018. 1. 1施行	循環型社会基本法 2000. 5. 26成立、2000. 6. 2施行
制定目的	持続可能な資源循環社会を作る ために必要な基本的な事項を規 定(第1条)	循環型社会の形成に関する施 策を総合的かつ計画的に推進 し、もって現在及び将来の国 民の健康で文化的な生活の確 保に寄与することを目的とす る(第1条)
定義 <sup>①</sup>	<p>(資源循環)：資源の循環過程を 環境にやさしく利用・管理する こと</p> <p>(資源循環社会)：廃棄物の発生 を抑制及び廃棄物を物質として 又はエネルギーに最大限に利用 して、天然資源の使用を最小化 する社会</p> <p>(循環資源)：同法第9条によっ て、環境部長官に認められた物 質又は物</p>	<p>(循環型社会)：製品等が廃棄 物等となることが抑制され、 並びに製品等が適正に循環的 な利用が行われることが促進 され、天然資源の消費を抑制 し、環境への負荷ができる限 り低減される社会</p> <p>(循環資源)：廃棄物等のうち 有用なもの</p>
	<p>(循環利用)：廃棄物を収集・分 別・選別・破碎・圧縮・抽出す る活動、廃棄物をエネルギー法 によって、回収又は回収可能状 態にする活動 (第2条)</p>	<p>(循環的な利用)：再使用、再 生利用及び熱回収 (第2条)</p>

区 分	韓 国	日 本
循環型社会の形成	韓国は、「環境と経済の調和」については国務調整室が所管する「低炭素緑色成長基本法」に含まれている。	<b>(環境と経済の調和)</b> 循環型社会の形成は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。(第3条)
適切な役割分担等 <sup>②</sup>	上記した3)-②の説明参照	<b>(各主体の適正かつ公平に役割分担)</b> 循環型社会の形成は、国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。(第4条)
原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制 <sup>③</sup>	上記した3)-③の説明参照	原材料、製品等については、原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。(第5条) 国は、国民が製品をなるべく長期間使用すること、容器等が過剰に使用されていない商品を選択すること等により製



区 分	韓 国	日 本
		品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。(第17条)
循環資源の循環的な利用及び処分、及びそのための措置 <sup>④</sup>	(韓国では、基本法第19条に基づき製品等の有害性及び循環利用性に関する評価を実施することによって、循環資源の適正な利用及び処分に行われるように規制している。また循環資源の認定基準等の規制に関する詳細な事項については、同法施行令第3条～6条に定められている。)	<p>循環資源については、できる限り循環的な利用が行われなければならない。循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。(第6条)</p> <p>国は、事業者が、その事業活動に際して、当該事業活動において発生した循環資源について自ら適正に循環的な利用を行うよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。(第18条)</p>

区 分	韓 国	日 本
基本原則	<p>(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則) 廃棄物の発生を最大限に抑制すること、廃棄物の発生時、循環利用、処分の容易さ、有害性を考慮すること、廃棄物を次の原則*によって循環利用又は処分すること (第3条)。</p> <p>*発生抑制、最大限再使用、再生利用、エネルギー化、適正処分</p>	<p>(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則) 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、次に定めるところ*によることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによつて、これらが行われなければならない (第7条)。</p> <p>*再使用、再生利用、熱回収、処分</p>
施策の有機的な連携への配慮	<p>(韓国の基本法では、他の環境法制度や施策との関係や連携については、規定されていない。ただ、同法第4条には、資源循環に係る他の法律の制定あるいは改正する場合は、この法律の目的と基本原則に合致するようにすべきであると規定されている。)</p>	<p>(他の環境の保全に関する施策相互の連携) 循環型社会の形成に関する施策を講ずるに当たっては、環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。(第8条)</p>
他の法律との関係	<p>(同法の目的に合致) 資源循環関連した他の法律は、この法律の目的と基本原則に合致するようにしなければならない (第4条)</p>	

区 分	韓 国	日 本
<p>国家・地方公共団体の責務</p>	<p><b>(国家の責務)</b> 資源循環社会への転換ための施策を樹立・施行</p> <p><b>(地方自治体の責務)</b> 国家の施策による役割分担をしてこれによる施策を樹立・施行 (第5条)</p>	<p><b>(国家の責務)</b> 循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第9条)</p> <p><b>(地方自治体の責務)</b> 循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、国との適切な役割分担を踏まえて、その自治体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第10条)</p>
<p>事業者の責務</p>	<p><b>(廃棄物の発生抑制の責務)</b> 事業者は、エネルギーを効率的に使用して、工程や製品の材質や構造を改善して廃棄物の発生を減らさなければならない。</p> <p><b>(循環的な利用の責務)</b> 事業者は、自ら適正に循環的な利用を行うか、資源循環産業従事者が簡単に循環利用できるようにしなければならない。</p>	<p><b>(廃棄物の発生抑制の責務)</b> 事業者は、当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p><b>(循環的な利用の責務)</b> 事業者は、適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について適正に処分する責務を有する。</p>

区 分	韓 国	日 本
	<p>(技術開発の責務、国家自治体の施策に協力する責務) 事業者は廃棄物を減らすための技術開発に向けて努力しなければならず、国家及び地方公共団体の施策にも協力しなければならない。(第6条)</p>	<p>事業者は、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。</p> <p>(再生品を使用する責務、自治体の施策に協力する責務) 事業者は、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。(第11条)</p>
国民の責務	<p>(製品を長期間使用し、使い捨て製品の使用を自制する責務) 国民は、環境を清潔に維持して、使い捨て用品の使用を自制しなければならず、廃棄物の発生量が少ない製品を購入して耐久期限まで最大限に使用しなければならない。</p> <p>(ごみ分別の責務、国家自治体の施策に協力する責務) 国民はできるだけ簡単に循環利用できるように分別しなければならず、</p>	<p>(製品を長期間使用し、再使用品を使用する責務) 国民は、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用することに協力する責務を有する。</p> <p>(ごみ分別の責務、国家自治体の施策に協力する責務) 循環資源が分別して回収されることに協力すること等によ</p>

区 分	韓 国	日 本
	<p>国家と地方公共団体の施策に協力しなければならない。(第7条)</p>	<p>り、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国・地方公共団体の施策に協力する責務を有する。(第12条)</p>
<p>資源循環社会の発展に向けた文化造成</p>	<p>(国は資源循環文化普及・定着のための施策を施行) 国家は資源循環社会に対する理解を高め、社会全般に資源循環文化が普及・定着できるよう施策を樹立・施行しなければならない。環境大臣は、これらの事業を行うことにおいて、民間団体等に委託できる。(第8条)</p>	
<p>法制上の措置等</p>	<p>(循環型社会の形成のための法制上の措置等) 国家及び地方公共団体は、資源循環社会の発展を向けて、関係法令による規制の緩和など必要な法制上・行政上の措置をしなければならない。(第27条)</p>	<p>(循環型社会の形成のための法制上の措置等) 政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(第13条)</p>
<p>年次報告等<sup>⑤</sup></p>	<p>上記した3)-⑤の説明参照</p>	<p>(政府は、年次報告書を毎年国会に提出) 政府は、毎年、国会に、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並び</p>

区 分	韓 国	日 本
		に政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。(第14条)
循環資源の認定	<p>(循環資源の認定基準及び手続き) 環境大臣は次の基準*をすべて満たす物質、物を循環資源として認証することができる</p> <p>*人体と環境に有害でないこと、有償取引が可能で、放置の恐れがないこと、その外に大統領令で決めた基準を満たすこと</p> <p>循環資源に認証された後、少なくとも2年、2回以降は5年ごとに再び認証されなければならない。(第9条)</p>	
資源循環基本計画の樹立・施行	<p>(基本計画・施行計画の施行、統計調査の実施) 環境大臣は、中長期政策目標と方向を提示する基本計画を10年ごとに樹立し、施行しなければならない。次の事項*が含まなければならない。</p> <p>* 資源循環社会への転換に関する基本方針と推進目標、資源の節約と廃棄物の発生抑制、循環利用の活性化と廃棄物の処分、地方公共団体、事業者、国民な</p>	<p>(基本計画の施行、調査の実施) 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画を定めなければならない。循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項*について定めるものとする。</p> <p>* 基本的な方針、政府が講ずべき施策、その他必要な事項</p>

区 分	韓 国	日 本
	<p>どの役割分担、基本計画の施行にかかる費用算定と財源の確保計画、その他必要な事項</p> <p>基本計画は国会へ提出が義務付けられ、基本計画の樹立してから、5年後に妥当性を検討しなければならない。(第11条)</p> <p>地方公共団体は、施行計画を樹立する。(第12条)</p> <p>環境大臣及び自治体は、基本計画及び施行計画の樹立に必要な統計調査を実施することができる。(第13条)</p>	<p>循環基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行う。(第15条)</p> <p>循環基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画を基本として策定するものとする。(第16条)</p> <p>国は、循環型社会の形成に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。(第29条)</p>
<p>環境の保全上の支障の防止</p>	<p>(日本の基本法では、循環資源の循環的な利用及び処分を行う際の環境の保全上の支障を防止することとなっているが、韓国の場合は、基本法第10条に基づき、「廃棄物管理法」によって適正に処理されるようになされている。)</p>	<p><b>(循環資源の適切な処分、このための基金造成)</b> 国は、原材料等が廃棄物等となることの抑制並びに循環資源の循環的な利用及び処分を行う際の環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる物質の排出の規制措置を講じなければならない。(第21条)</p> <p>国は、事業者に対して、当該循環資源を適正に処理し、環境の保全上の支障を除去し、及び原状を回復させるために必要な費用を負担させるた</p>

区 分	韓 国	日 本
		め、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該事業者が当該費用を負担できないときにおいても費用を負担することができるよう、事業者等による基金の造成その他の必要な措置を講ずるものとする。（第22条）
国家資源循環目標の設定	（中長期資源循環目標の設定・管理） 環境大臣は国家の中長期、段階別の資源循環目標（最終処分率、循環利用率、エネルギー回収率）を設定し、その達成に必要な措置をしなければならない。（第14条）	
自治団体の資源循環成果管理および支援	（地方公共団体の資源循環目標を設定、政府は点検・支援） 広域自治団体の長は管轄区域の資源循環目標を設定、管理してこれによる推進実績を環境大臣に提出しなければならない。大臣は実態把握、指導点検、財政・技術的支援が可能である。（第15条）	（地方公共団体は区域の条件に応じた施策を推進） 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。（第32条）
事業者の資源循環成果管理 <sup>⑦</sup>	（廃棄物を排出する事業者に対して資源循環目標を設定管理） 環境大臣は、廃棄物を排出する事業者を「資源循環成果管理対象	



区 分	韓 国	日 本
	<p>者」として、産業省、自治体と協議して事業規模、技術水準や国際競争力などを考慮し、資源循環成果管理対象者別の資源循環目標を設定、管理しながら、目標を達成できなかった場合、履行命令や事業者名(リスト)の公開などの措置を行うことができる。</p>	
<p>循環資源の使用促進</p>	<p><b>(循環利用事業者を指定、循環資源の使用を義務付ける)</b> 環境大臣は、循環資源の利用を促進する必要がある事業者として大統領令で定める業種、規模の事業者を「循環利用事業者」に定め、循環資源を一定量以上に使用することができる。優秀事業者に財政的、技術的措置を行うことができる。(第17条)</p> <p>資源循環成果管理対象者又は循環利用事業者は循環資源利用促進事業などを円滑に遂行するため、事業者団体を設立することができる。(第18条)</p>	<p><b>(再生品使用の促進)</b> 国は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、地方公共団体、事業者及び国民による再生品の使用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。(第19条)</p>
<p>公共的施設の整備</p>	<p>(日本の基本法では、国が循環資源の利用、処分等のために必要</p>	<p>国は、循環資源の循環的な利用、処分、収集又は運搬に供す</p>

区 分	韓 国	日 本
	<p>な施設の整備するようになって いるが、韓国の基本法では、こ ういった施設の設置等が地方公 共団体が樹立する施行計画に含 まれるよう、同法施行令第8条に 規定されている。)</p>	<p>る施設その他の循環型社会の形 成に資する公共的施設の整備を 促進するため、必要な措置を講 ずるものとする。(第24条)</p>
<p>製品などの有害性や 循環利用性評価</p>	<p><b>(循環利用し難いと疑われる製品 などについて有害性や循環利用 性を評価)</b> 環境大臣は人の健康 と環境に有害又は循環利用し難 いと疑われる製品などについて 製品などが廃棄物とされる場 合、循環利用と適正処分の可能 性と製品などの耐久性などに関 する有害性や循環利用性評価を 実施できるようにして、その結 果が低調な製品などについて は、改善勧告及び評価結果公開 の措置を行うことができる。(第 19条)</p>	<p><b>(製品、容器等に関する事前評 価を事業者自ら実施)</b> 国は、 事業者が、物の製造、加工又 は販売その他の事業活動に際 して、その事業活動に係る製 品、容器等に関し、あらかじめ 掲げる事項*について自 ら評価を行い、循環的な利用 及び処分に伴う環境への負荷 の低減が図られるよう必要な 措置を講ずるものとする。(第 20条)</p> <p>* 製品、容器等の耐久性、循 環的な利用及び処分の困難 性、重量又は体積、人の健康 又は生活環境に係る被害が生 ずるおそれがある物質の種類 及び量、処分に伴う環境への 負荷の程度</p> <p>国は、事業者が、適正に循環的 な利用及び処分が行われるため</p>

区 分	韓 国	日 本
		<p>に必要情報を、その循環的な利用及び処分を行う事業者、国民等に提供するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。(20条の2)</p>
<p>循環資源の品質表示 認証</p>	<p><b>(循環資源の品質表示の認証及び優先購買の要請)</b> 環境大臣は、循環資源の品質と技術競争力を強化するために循環資源について、品質および公正審査を経て、品質表紙(循環資源に関する情報を表示すること)の認証ができる。政府は、公共機関や民間企業等にその循環資源の優先購買を要請又は勧誘できる。認証基準などは大統領令で定める。(第20条)</p>	
<p>廃棄物処分の 負担金<sup>⑦</sup></p>	<p><b>(循環利用の可能な廃棄物を焼却又は埋め立てする事業者に負担金を賦課・徴収)</b> 環境大臣は、法律で決める事業者がが廃棄物を循環利用できることにもかわらず、焼却か埋め立てで廃棄物を処分する場合、廃棄物処分の負担金を賦課・徴収することができる。(第21条) 負担金は焼却か埋め立てで処理した廃棄</p>	

区 分	韓 国	日 本
	物を循環利用することにかかる費用を考慮して算定する。(第22条)	
資源循環特別会計の設置	(地方公共団体に資源循環特別会計の設置) 資源循環社会への転換促進に必要な事業費を確保するために広域自治体や基礎自治体に資源循環の特別会計を設置することができる。(第23条)	
循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等 <sup>⑥</sup>	上記した3)-⑥の説明参照	(教育及び学習の振興に必要な措置) 国は、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。(第27条)
民間団体等の自発的な活動を促進するための措置 <sup>⑥</sup>	上記した3)-⑥の説明参照	(民間団体自発的な活動に必要な措置) 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に循環型社会の形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。(第29条)
科学技術の振興	(韓国の基本法では、科学技術の振興に関する直接的な条項はないが、資源循環基本計画に資源循環技術の研究開発及び活用に関する事項が	(科学技術の振興に必要な措置) 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度の評価の手法、製品等が廃棄

区 分	韓 国	日 本
	含まれるよう規定されている。(同法施行令 第7条第5号)	物等となることの抑制又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための技術その他の循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るものとする。(第30条)
循環資源情報センターの設置・運営	<b>(循環利用技術などの情報を管理・提供するためのセンターの設置)</b> 環境大臣は、廃棄物と循環資源の利用を促進するため、循環利用技術などの情報を管理・提供する循環資源情報センターを設置・運営することができる。関係専門機関にその設置・運営を委託することができる。(第24条)	
資源循環情報体系の構築・運営	<b>(資源循環情報システムの運営と情報公開)</b> 環境大臣は、第14条から第16条までの規定による資源循環成果管理などに関連した情報を体系的に管理するため、資源循環情報体系を構築・運営しなければならない。資源循環情報システムに保存されている情報を公開することができる。ただし、営業秘密が侵害される恐れがある場合には公開しない。(第25条)	

区 分	韓 国	日 本
財政的・技術的支援 など	<p>(資源循環に関する施設の設置事業、研究・技術開発事業を行う事業者・地方公共団体に必要な財政的・技術的支援) 国家及び地方自治団体は、資源循環社会の発展のために資源循環社会に関する施設の設置事業、研究・技術開発事業などをする地方自治体、事業者団体又は事業者等に必要な財政的・技術的支援や金融関連法律による資金融資などの支援ができる。(第26条)</p>	<p>(循環資源に係る業として行う事業者経済的な助成、地方公共団体に対する財政措置) 国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しくは運搬を業として行う者が循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(第23条)</p> <p>地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置</p> <p>(第25条)</p> <p>地方公共団体に対する財政措置等(第26条)</p>
資源循環社会への転換に向けた国際協力	<p>(国際協力を増進するために必要な措置) 国家は資源循環社会への転換に向けた国際協力を増進するため、情報の提供及び技術的・経済的支援など必要な措置をしなければならない。(第28条)</p>	<p>(国際相互協力を推進を増進するために必要な措置) 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に関する国際的な連携の確保その他循環型社会の形成に関する国際的な相互協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。(第31条)</p>

<筆者作成>

### (3) 各個別法制度及び対応状況の比較

#### 1) 一般廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆

家庭から排出された一般廃棄物は、日韓両方とも各基礎地方公共団体が処理等の義務を負うことになっている。ごみ収集における民間委託率を見ると、日本の48%の市町村が民間委託で収集していることに対して(2012年現在)<sup>53</sup>、韓国の場合は民間委託率が73%(民間委託/全体:173個/228個)に達している(2015年現在)<sup>54</sup>。また韓国では、住居地の大半を占めるマンション団地の場合、各団地民間収集業者の契約によって収集・運搬が行われているため、地方公共団体の統合的な管理が困難な仕組みである。このため、韓国の廃棄物の収集口運搬は石油価格の騰落やリサイクル市場の状況によって不安定になる可能性が高いといえる<sup>55</sup>。このため、これからは国と地方公共団体の管理監督制度を見直すなど、ごみ収集の公共性を強化する必要がある。

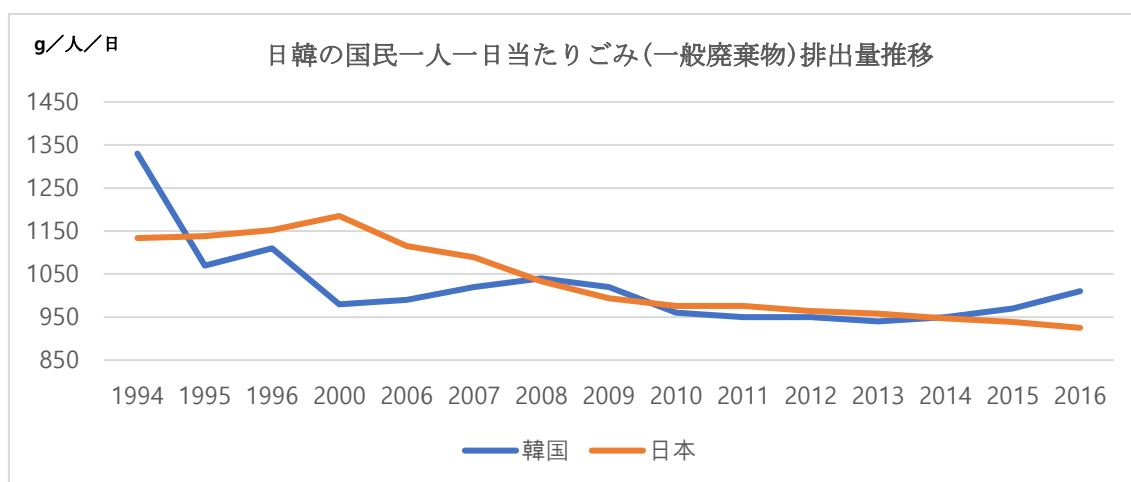
両国の国民一人一日当たり一般廃棄物の排出量変化を比較してみると(図3-1)、日本の排出量は、1994年から2000年まで増加傾向にあったが、2001年「循環型社会基本法」が施行され、循環型社会の形成が進むとともに減少傾向にある。一方、韓国ではごみの手数料制度の全国施行年度である1995年から減少傾向にあったが、2010年からは増加傾向にある。最近3年間の排出量変化を比較してみても、日本では947 g(14年)→939 g(15年)→925 g(16年)のように減少傾向にあり、韓国では950 g(14年)→970 g(15年)→1010 g(16年)のように増加傾向にあることが分かり、またその排出量も日本の方が少ないことがわかる。このことから、韓国の今までの資源循環政策が限界に近付いていることを表していると考えられる。

<sup>53</sup> 公益社団法人全国都市清掃会議「地方自治体における廃棄物処理の現状と取組、2016年」5頁。

<sup>54</sup> Park, Wookyung「生活廃棄物処理業務の主体間の役割分担 -フランス事例との比較を中心に-」『韓国地方自治法学会第18巻3号、2018年』74頁。

<sup>55</sup> Park・前掲注(54)77頁。

図 3-1 日韓の国民一人一日当たりごみ排出量推移(1994～2016 年)



<全国廃棄物発生及び処理現況(韓国環境部)、全国日本の廃棄物処理(環境省)を参照し筆者作成>

2015年のごみの収集手数料の実施率を比較してみると、韓国では、全国3,503の基礎地方公共団体(邑・面・洞)のうち3,494の自治体で実施され、その実施率は99.7%に達する。これに対して日本では、全国1,741の市・区・町・村のうち1,387の自治体で実施され、その実施率は79.7%で韓国より低いことが分かる。

リサイクル率については、一見すると、韓国の方が日本より高い(59.0%(韓国)>20.6%(日本)、2014年)ということが分かる。しかし、リサイクル率の算定方法においては、韓国ではリサイクル施設に入ってきた量(搬入量)を基準として算定することに対して、日本では実際にリサイクルされた量(搬出量)を基準とするため、両国のリサイクル率を比較するには限界が存在する<sup>56</sup>。つまり、今までの韓国のリサイクル統計は、リサイクル工程に投入されるごみをそのままリサイクル量として算定してしまい、リサイクルする過程で実際に再利用された量とリサイクル工程で処理後最終処分された量(異物等)で区分し、処分された量を除外しなかった(表3-3)。

<sup>56</sup> Park, Sangwoo 「国家廃棄物統計の改善方向」 『韓国廃棄物資源循環学会第34巻5号、2017年』 435～436頁。



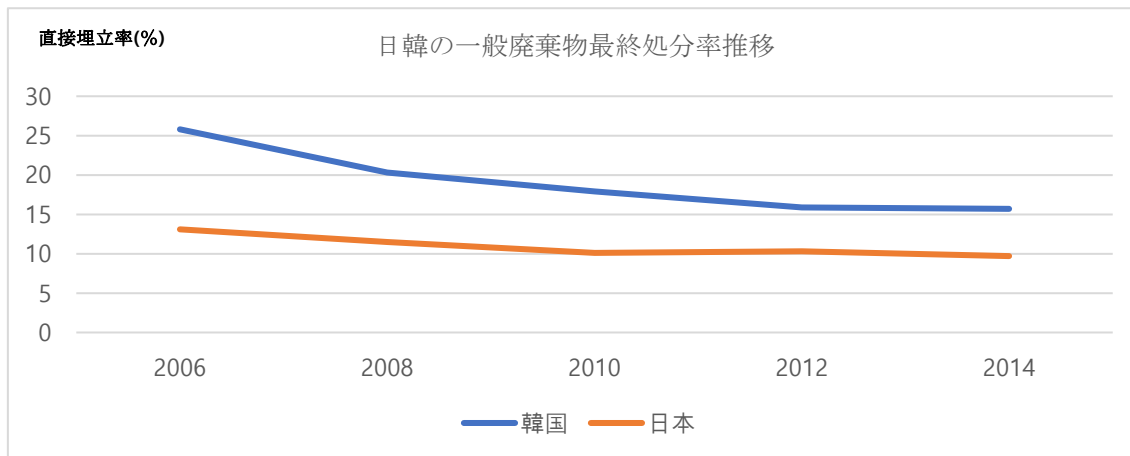
表3-3 日韓の一般廃棄物のリサイクル率算定方法に関する比較表<sup>57</sup>

区分	韓国	日本
リサイクル率 算定方法 (2014年)	$\frac{\text{(混入廃棄物+資源物+食品廃棄物)の資源化量}}{\text{廃棄物処分量(発生量)}}$ <p>*混入廃棄物(可燃ごみ・不燃ごみ)の9.8%、資源物の100%、食品廃棄物の97.2%がリサイクルされた。</p>	$\frac{\text{直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量}}{\text{廃棄物総処理量+集団回収量}}$ <p>*直接資源化量及び集団回収量の100%、中間処理施設に搬入された廃棄物の58.2%がリサイクルされた。</p>

<筆者作成>

一般廃棄物最終処分率については、両国とも減少傾向にあるが、2014年度の最終処分率を比較すると、韓国が日本より約6%高いことが分かる(図3-2)。これは、韓国では焼却処理(焼却所の建設)に対する地域住民の反対等で一般廃棄物の減量化施設が建設出来なかったことが大きな要因だといえる。

図3-2 日韓の一般廃棄物最終処分率推移(2006～2014年)



<全国廃棄物発生及び処理現況(韓国環境部)、全国日本の廃棄物処理(環境省)を参照し筆者作成>

韓国のごみの収集手数料の実施率が高いことから分かるように、韓国は今まで、ごみの収集手数料という手段を中心に廃棄物の減量を図ってきたが、最近一般廃棄物の発生量が増加するなどその限界を見せている。また、リサイクルについては、量的な

<sup>57</sup> Park・前掲注(56)436頁。

進展はあったが、日本のように実際に再利用された量においては的確な把握ができなかったといえる。これは、原料投入、生産、廃棄物の処理に至るまでの物質の流れが分からないことに起因することから、日本の事例を参考にして物質フロー分析システムを早急に構築し、それを廃棄物の減量と実質リサイクル率の向上にも活用すべきである(表3-4)。

表3-4 日韓の一般廃棄物に関する比較表

区分	韓国		日本	
処理義務	地方公共団体		地方公共団体	
ごみの収集の民間委託率	73%		48%	
ごみの収集手数料の実施率 (2015年)	99.7%		79.7%	
リサイクル率(2014年)	59.0%		20.6%	
最終処分率(2014年)	15.7%		9.7%	
一人一日当たり一般廃棄物排出量	2014年	950 g	2014年	947 g
	2015年	970 g	2015年	939 g
	2016年	1,010 g	2016年	925 g

<筆者作成>

## 2) 産業廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆

2014年度の両国の産業廃棄物を見ると、韓国では排出量が約1億2,357万トン、リサイクル量が約1億943万トン、最終処分量が約1,006万トンとなっており、リサイクル率が約88.6%であり、日本では、排出量が約3億9,284万トン、リサイクル量が約2億968万トン、最終処分量が約1,040万トンとなっており、リサイクル率が約53.4%であるが、前述したように、両国のリサイクル率を比較するには限界が存在する。リサイクル量以外においては、日本は、焼却等の減量化率が高く、韓国は埋立率が高いことが分かる(表3-5)。

表 3-5 日韓の産業廃棄物に関する比較表(2014年)

区分	韓国 <sup>58</sup>	日本
総排出量 (一人一日当たり排出量)	1億2,357万トン(6,570g)	3億9,284万トン(8,468g)
リサイクル量	1億943万トン(88.6%)	2億968万トン(53.4%)
減量化量(焼却等)	408万トン(2.9%)	1億7,276万トン(44.0%)
最終処分量(埋立)	1,006万トン(8.5%)	1,040万トン(2.6%)

<筆者作成>

### 3) 容器包装廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆

#### ① 分別収集及びリサイクルの対象となる容器包装

分別収集の対象となる容器包装は、その区分の仕方に違いはあるが、韓国では12種類に、日本では10種類に区分している。そのうちリサイクルの対象となる容器包装は、韓国では4種類、日本でも4種類である。具体的に見てみると、プラスチック、ペットボトル、ガラス瓶は日韓のいずれも分別収集及びリサイクルの対象となる容器包装として指定している。しかし、韓国では特定事業者にリサイクルが義務付けられている金属カン、紙パックは、日本ではリサイクル義務の対象から除外されている。日本においては、金属カンや紙パックは市場経済の中で有価で取引が行われ、自発的にリサイクルされる品目として認識されている。他方で、韓国ではリサイクル義務の対象でない紙製容器包装は、日本ではリサイクル義務の対象となっている。韓国においては、紙製容器包装等の古紙は、国内外の需要が多いので自発的にリサイクルされる品目だからである。

#### ② 役割分担及び拡大生産者責任

各主体別の役割分担を見てみると、日韓いずれも消費者は排出抑制・分別排出の義

<sup>58</sup> 韓国の場合は、韓国環境部「2016年度全国廃棄物発生及び処理状況、2017年」より参照し、事業場排出施設届廃棄物量等に建設廃棄物量等を加えて算定。

務が、地方公共団体は分別収集の義務がある。廃棄物の処理の責任のうち、韓国も日本も、リサイクルの部分を事業者の責任とする形で「拡大生産者責任」が導入されている。

### ③ 資源物の分別収集・選別

韓国では原則として地方公共団体に責任があるが、民間収集業者が分別収集・選別をすることも可能である。実際には共同住宅側と民間業者が直接に契約をして収集・選別を行う場合が多いため(共同住宅側は資源物を民間収集業者に渡すことによって収益を得ることができる。資源物の発生量を基準として約70%は民間業者により収集されている。これに対して、日本では地方公共団体が資源物の分別収集・選別の責任を負っていて、地方公共団体が直接処理するか、民間業者に委託して処理している。

### ④ 容器包装廃棄物のリサイクル義務量

韓国の容器包装廃棄物のリサイクル義務量は、事業者の出荷量に対するリサイクル義務率を毎年国が決めることになっているが、日本では、地方公共団体が分別収集・選別した全ての資源物がその義務量になっている。この違いにより、リサイクル率において、日本は95.6%、韓国は81%となっている一因と考えられる。

### ⑤ 最近の対応状況の比較とその示唆

日韓の容器包装廃棄物のリサイクル率を比較する前に両国の統計値の違いを見ると、日本の拡大生産者責任制度では、生産者が地方公共団体の分別収集量に対してリサイクルする義務があることに対して、韓国の生産者はその出荷量の何割(毎年変動)かをリサイクルするよう義務付けられる。日本においては、2016年度の容器包装の分別収集量に対するリサイクル率は95.6%であり、韓国では2017年度の容器包装廃棄物のリサイクル率は81%(129万トン/160万トン)である。また、両国の廃プラスチックのリサイクル率(2015年)を比較すると、日本の方が高い(日本83%>韓国62%)ことが分かる(表3-6)。韓国と日本の容器包装リサイクル制度における最も大きな相違点は、リ

サイクル義務量の算定方法といえるが、韓国がこれからもっと資源物の回収率とリサイクル率を向上させるためには、ごみ収集の公共性の強化を通じた安定したごみ収集体系を確立した上に、生産者等に対するリサイクルの義務量を今の出荷量の一部から日本の自治体の分別収集量全体に改善することを提案したい。ただ、生産者等が回収率を高める努力をしない恐れ<sup>59</sup>があるので、中長期的には出荷量全体に改善する必要もある。

表3-6 日韓の容器包装廃棄物に関する比較表

区分	韓国		日本	
分別収集の対象となる容器包装	分別収集の対象となる容器包装の区分の仕方に違いはあるが（韓国：12種類 <sup>60</sup> 、日本：10種類 <sup>61</sup> ）、品目は同じである。			
資源物の収集・選別の義務	地方公共団体		地方公共団体	
生産者にリサイクルする義務がある容器包装	ペットボトル	○	ペットボトル	○
	プラスチック製容器包装	○	プラスチック製容器包装	○
	ガラスびん	○	ガラスびん	○
	紙製容器包装	×	紙製容器包装	○
	段ボール	×	段ボール	×
	紙パック	○	紙パック	×
	金属缶	○	金属缶	×
容器包装廃棄物のリサイクル義務量	事業者出荷量に対するリサイクル義務率毎年国が決める *義務量=出荷量×リサイクル義務率		地方公共団体が分別収集・選別した全ての資源物 *義務量=販売した商品に使った容器包装-自主回収分-事業系分	
容器包装廃棄物のリサイクル率	約81% *2017年度の出荷量に対するリサイクル率		約95.6% *2016年の容器包装の分別収集量に対するリサイクル率	
プラスチックのリサイクル率(2015年) <sup>62</sup>	約62%		約83% (マテリアル22%、ケミカル4%、サーマル57%)	

<筆者作成>

<sup>59</sup> 韓国では、住居地の大半を占めるマンション団地の場合、各団地が民間収集業者の契約によって容器包装の収集を行っているため、自治体の管理が困難な仕組みで、リサイクル市場の状況によって回収状況が不安定になる可能性がある。そのため、容器包装の回収においても生産者等の役割が重要である。

<sup>60</sup> ペットボトル、プラスチック製容器包装(HDPE, LDPE, PP, PS, PVS, その他)、アルミ缶、スチール缶、紙パック、紙製容器包装、ガラス

<sup>61</sup> 1. 無色のガラス製容器、2. 茶色のガラス製容器、3. その他の色のガラス製容器、4. 紙製容器包装(9及び10を除く。以下同じ。)、5. ペットボトル、6. ペットボトル以外のプラスチック製容器包装、7. スチール製容器、8. アルミ製容器、9. 段ボール製容器、10. 飲料用紙製容器。

<sup>62</sup> Lee, Jeongim・Jeong, Hyeyun 「廃プラスチック管理政策お限界と示唆」 『イシュー&診断No. 36 8、2019年5月1日』 11頁。

一方、日本でリサイクル義務から除外されている品目の一つである紙パックは、韓国ではリサイクル率が40%未満で容器包装の中で一番リサイクル率が低い。これは、韓国では紙パックが古紙と一緒に排出されることが多いため、回収率が低くなっている。日本の店頭回収<sup>63</sup>ルートが紙パックの回収率とリサイクル率を高めることにおいて重要な役割をしているので、韓国にも、店頭回収の導入を提案したい。全国牛乳容器環境協会によると、家庭で発生する牛乳パックの回収量は56,200トンで、ルート別の回収量の内訳は、店頭回収が33,000トン、市町村の分別収集が13,900トン、集団回収が9,300トンとなっており、店頭回収から回収される量が全体の58.7%を占めている<sup>64</sup>。

#### 4) 建設廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆

日本の建設廃棄物リサイクル制度の特徴は、再生材の品質が保証でき新材より安価であるため、再生材が市場原理によってリサイクルされ、再生資源利用促進に関する義務的制度が設けられていないことである。これに反して韓国では、再生材が新材と比較して高価であり、品質の信頼性が十分に確立されていないため、法制度でリサイクルを義務付けられている。日韓の建設廃棄物リサイクル率においては、日本では建設廃棄物のリサイクル目標値である94%を達成(2012年基準)しており、韓国でも発生された建設廃棄物の98.1%がリサイクルされ(2016年度基準)、その目標値を達成している。しかし韓国の場合、その実質的なリサイクル率は40%を超えない実態である<sup>65</sup>ため、建設廃棄物リサイクルの質的な向上に向けての施策の推進が今後の課題だといえる(表3-7)。

---

<sup>63</sup> 店頭回収とは、回収箱をスーパー、小売市場、商店などの店頭において、消費者が空の容器包装をスーパー持ち込んで回収箱に入れることによって、分別回収を行うようにする方式である。

<sup>64</sup> 山本耕平「容器包装廃棄物の店頭回収の可能性と課題」『第24回廃棄物資源循環学会委研究発表会講演論文集2013』85～86頁。

<sup>65</sup> 韓国環境部「2017年版 環境白書」538頁。

表 3-7 日韓の建設廃棄物リサイクルに関する比較表

区分		日本	韓国
リサイクル	義務率	-	公共工事現場における所要量の40%以上
	実績	94%以上(2012年度)	98.1%以上(2016年度)
法制度の特徴		再生材が市場原理によってリサイクルされる ※再生材が新材と比較して安価であり、品質保証できる	法制度でリサイクルを義務付けられている ※再生材が高価であり、品質の信頼性が十分に確立されていない

<筆者作成>

#### 5) 食品廃棄物の発生及び処理状況の比較とその示唆

日本では、食品関連事業者が食品廃棄物の発生を抑制するための努力目標として目標値を設定し、その取組が著しく不十分な場合に措置が行われる。また食品ロス削減に向けて事業系及び家庭系に対する取組を行っている。一方韓国の食品リサイクル制度の特徴は、「廃棄物管理法」による排出従量課金制度と飼料管理法及び肥料管理法による食品廃棄物のリサイクル政策である。韓国は排出従量課金制度を2014年1月から全国的に施行し、食品廃棄物の発生抑制を目指しており、食品廃棄物の飼料・肥料化政策の成果で高いリサイクル率を(96%)といえる。しかし、最近の食品廃棄物の発生量は増加傾向にある(2014年→2016年：13,697トン/日→15,680トン/日)。

日韓の食品廃棄物の発生総量は、日本の総量は2,801万トンで(2014年度)、韓国の総量は490万トン(2001年から2012年の平均、製造業除く。)で、両国の国民一人当たり年間排出量は、韓国の方が少ないことがわかる(韓国100kg/人<日本134kg/人)。また食品廃棄物の中で食品ロスが占める割合においては、日本では食品廃棄物の発生総量の約20%(2014年度基準)が食品ロスだが、韓国ではまだ食品ロスに関する公式統計データが存在しない。ただ第2章で述べたとおり、韓国の食品ロスが約30%~40%に達すると推定できる(2011~2012年度基準)ことから、韓国の食品ロ

スが日本より少なくないと思われる。韓国では、食品寄付活性化法(フードバンク優遇)、食べ残し天秤(計量)、食品廃棄物減量コンテスト等の施策で食べ残しを減らすための施策を推進してきたが、最近の食品廃棄物の発生量が増加していることから、これからは流通上の食品ロスに関する対策も含めて事業系及び家庭系両方の認識と行動の変化を誘導できる、より根本的な対策が必要といえる(表 3-8)。

表 3-8 日韓の食品廃棄物に関する比較表

区分	日本	韓国
総排出量 (2014)	2,801 万トン (事業系1,916 万トン、 家庭系885 万トン)	約490万トン (2001年から2012年の平均、製造業除く)
食品ロス	20% ・事業系食品ロス331万t ・家庭系312万t	30%～40% ・期限切れ、流通過剰、家庭廃棄など国内で 15兆ウォンの食品ロスが発生 ・流通量の3%の食品がロスになっている
一人当たり 食品廃棄物	134kg/人	約100kg/人
食品リサイ クル率	84% (2011年、食品産業のみ)	96% (2012年全体)
法制度の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法</li> <li>・食品リサイクル法 (目標値設定)</li> <li>・「食品ロスの削減の推進に関する法律」成立 (2019.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物管理法、飼料管理法、肥料管理法</li> <li>・食品寄付活性化法(フードバンク優遇)</li> <li>・法人税法第19条、所得税法第55条 (寄付食品の損金処理)</li> <li>・寄付食品制定事業運営案内</li> <li>・排出従量課金、目標値設定、食べ残し天秤 (計量)、食品廃棄物減量コンテスト</li> </ul>

<筆者作成<sup>66</sup>>

#### 6) 使用済自動車の処理状況の比較とその示唆

日本と韓国の自動車リサイクル法制度の違いは、日本ではASR及びエアバックの再資源化率に対して目標管理を実施しているが、韓国では、自動車全体の重

<sup>66</sup> 小林富雄「韓国における食べ残しに関する食品廃棄物制度の分析」『農業市場研究第24巻4号(通巻96号)、2016年』47頁。



量を基準として再資源化率を目標管理していることである。

日本の ASR 及びエアバックにおける再資源化率は 2016 年度を基準として 97.3%～98.7% (ASR) 及び 93～94% (エアバック) で、その目標 (70% (ASR) 及び 85% (エアバック)) を上回っている。韓国では、2016 年度の自動車再資源化率は 88.8% で、その目標 (95%) を下回っている。これは第 3 章で述べたように ASR の再資源化率が低いことに起因することから、これから自動車リサイクルに関する政策は ASR の再資源化率を高めるための対策を含めて推進する必要がある。

表 3-9 日韓の使用済みリサイクルに関する比較表

区分		韓国	日本
リサイクル率 (2016年)	目標率	自動車全体重量：95% ASR：なし	ASR：70% エアバック：85%
	実績	自動車全体重量：88.8% ASR：6.6%	ASR：96.3%～98.4% エアバック：93%～94%
法制度の特徴		自動車全体の重量を基準として再資源化率の目標管理	ASR及びエアバックの再資源化率に対して目標管理

<筆者作成>

#### 7) 使用済み家電製品の処理状況の比較とその示唆

韓国の法律に対する日本の家電リサイクル法制度の特徴は、特定家庭用機器再商品化法と小型家電リサイクル法の2つの法律が存在することと、また小型家電においては自律性を重視し、法律にその責務はあるが参加するか否かは地方公共団体が判断することになっていることである。一方韓国では27品目の家電製品に対して再資源化率の目標を義務付け、負担金を課することができることである。

家電の再商品化実績を見ると、韓国は一人当たり重量目標を設定しており (4.5 kg/人 (15年)→6.52 kg/人 (19年))、日本は出荷量に対する割引で目標管理をしているため、両国のリサイクル率を直接比較するには限界があるが、日韓両方とも冷

蔵庫テレビ等の大型家電においては再商品化の目標を達成しているものの、携帯電話等の小型家電においては目標を達成していない状況である。

表 3-10 日韓の使用済家電リサイクルに関する比較表

区分		日本		韓国	
リサイクル目標	大型家電	2015目標率 (リサイクル量 /出荷量)	55～82% (品目別相違)	目標量 (1人当たり の重量目標)	4.5kg/人(15年)→ 6.52kg/人(19年)
	小型家電	2018目標量 (1人当たりの重 量目標)	1kg/人	目標量 (1人当たり の重量目標)	同上
リサイクル実績		日韓両国も、大型家電においてはリサイクル目標を達成しており、小型家電においてはその目標を未達成			
法制度の特徴		2つ品目別個別法律が存在し、小型家電においてはリサイクルに参加可否は各自治体が判断		27品目の家電製品に対してリサイクル率の目標を義務付け、負担金を課する	

<筆者作成>

#### (4) 基本計画上の指標及び取組の比較とその示唆

##### 1) 循環型社会の全体像に関する指標及び取組の比較

韓国では、ウォン単位発生量(GDP 比廃棄物発生量)、循環利用率(廃棄物発生量の中で異物質を除いたリサイクル率)、最終処分率(廃棄物発生量のうち最終処分量の割合)、エネルギー回収率(可燃性廃棄物の中でエネルギー化された廃棄物比率)の計 4 つの指標を示している。日本と違うのは、4 つの指標がすべて廃棄段階(出口側)の指標ということである。実際に同計画の細部推進課題として、原料の投入、生産工程、廃棄後のリサイクルまでの全過程に対する資源効

率分析指標および管理システム構築計画を提示している。結果的に同1次計画で示している4つの核心的な数値目標がすべて廃棄段階(出口側)の目標に偏っていることは残念である。この4つの指標のうち、いずれも資源循環基本法第3条で定めた廃棄物処理の優先順位のうち上位にあるリデュース、リユースに直接的に関連してないという点は今後の改善すべき課題といえる。

日本では、資源生産性<sup>67</sup>(=GDP/天然資源等投入量)、入口側の循環利用率<sup>68</sup>(循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量))、出口側の循環利用率(=循環利用量/廃棄物等発生量)、出口処分量<sup>69</sup>の4つの指標を示している。この4つの指標を生産段階及び廃棄段階に分けてみれば、前者の2つの指標は、生産段階と関連した指標であり、後者の2つの指標は廃棄段階と関連した指標である。

各指標に盛り込まれている考え方を探ってみると、まず「資源生産性」とは、少ない資源で大きな付加価値の創出を直接的に表現していることから、資源循環社会への転換のための抜本的な方向性を明確に示す指標と言える。次に「入口側の循環利用率」とは、天然資源の消費抑制という観点からは、投入される総資源のうち、天然資源に比べて循環資源の量を高めるための指標だと評価することができ、さらに、廃棄物が再資源化されても価格や品質面で1回目の資源

---

<sup>67</sup> 資源生産性=GDP/天然資源等投入量。

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量(DMI:Direct Material Input)を指し、資源生産性は一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産(実質GDP)を算出することによって、各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているかや人々の生活がいかにか物を有効に使っているかなどより少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標。なお、国際比較の際には、産業構造の違い等にも留意が必要である。

<sup>68</sup> 入口側の循環利用率=循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)。

入口側の循環利用率とは経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標である。

<sup>69</sup> 廃棄物の埋立量。廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標である。

として投入されない場合、むしろ物質の増加を招くことになるという点でより良いリサイクルというリサイクルの質的側面まで考慮した指標だと評価することができる。

次に「出口側の循環利用率」とは、総廃棄物発生量に比べて再資源化に投入された量を示す数値指標であるが、ただ循環資源に含まれる異物や、再資源化の過程における技術的な収率(残滓物発生)まではほとんど考慮されておらず、今後改善の余地があると考えられる。

最後に、最終処分量とは、廃棄物が最終処分場で埋め立てられた量をいい、熱回収を含む焼却量は含まれていないが、熱回収が行われる場合には、エネルギー資源への代替を通じて生産段階の指標が改善されると考えられるので、それによって評価することができる。

## 2) 循環型社会の形成のための分野別指標及び取組の比較

韓国では、循環経済社会の実現に向けた取組を生産、消費、再生、管理の4段階別に提示している。生産段階の主要指標を見てみると、前述したように物質フローシステムが開発されておらず、生産段階で資源生産性を評価できる数値目標(指標)はないことがわかる。ただ、主要製造業など18業種に対する資源生産性の算定を2027年までに開発することを指標として提示している。消費段階の指標では資源循環認識を国民に持続的に拡散するため、資源循環の認識調査を2022年から実施して、地域別の資源循環ネットワークを2027年までに全国40カ所に設置し、運営することを目標としている。これはすでに2007年から3Rに対する認識調査を実施している日本とは対照的で、韓国ではこの論文の第1章で述べた日本の資源循環の認識調査項目や調査結果を参考にして調査を行う必要がある。管理段階では、家庭、産業界などから排出される廃棄物の異物混入量が多く、リサイクル業者が選別費用が多くかかる問題点を解決するために、建設廃棄物の発生量対比混合廃棄物発生率、リサイクル選別時の異物の発生率

などの指標が含まれているのが特徴である。再生段階では、代表指標である廃棄段階（出口側）の数値目標を裏付けるための物質別リサイクル率を提示している。さらに、表3-4で示したように分野別指標を内容別に区分したとき、リサイクルに関連された指標の割合が最も高く（34個のうち18個）、資源循環基本法第3条で提示した基本原則のうち、上位の原則であるリデュースに関する指標とリユースに関する指標を合わせた割合が相対的に少ない（34個のうち10個）という点は、今後の改善の余地がある。

表3-11 韓国の第1次資源循環基本計画で示された指標の内容別に区分

区分	リサイクル	リデュース、リユース	適正処理	総合基盤構築
個数(個)	18	10	3	3

<筆者作成>

日本では物質フロー指標が56%(代表指標54個のうち30個)で半分以上を占めており、循環型社会形成推進政策を長年推進してきたため、廃棄物の減量に関する具体的な成果を評価できる指標が大半であることが特徴であり、3Rのうちリサイクルに比べて優先順位を占めている2R(リデュース、リユース)に関する指標の割合も高く、指標の内容も韓国に比べて具体的である。また温室効果ガス排出量の低減に係る指標やSDGsの実施指針に関連する指標など、循環型社会の質的成長に係る指標を示していると評価できる。

表3-12 日本の第4次循環型社会基本計画で示された指標の内容別に区分(代表指標のみ)

区分	計	リサイクル	リデュース、リユース	適正処理	その他
個数(個)	54	15	17	12	9 (基盤整備 4、温室ガスの減縮 3、国際協力 2、SDGs 1)

<筆者作成>

## (5) 循環型社会の形成に向けた広報・啓発政策の比較

日本では、3R及びRe-Styleの二つのキーワードを中心として表3-13に示したとおり情報発進、国民実践運動、広報イベント等を行っている。韓国では、韓国のごみ問題、資源循環に関する広報・啓発は、循環型社会の形成に向けた国民の認識と行動を変化させるキーワードが不在で、広報イベントも資源循環の日などの記念日に単発的に行われることが多い。日本の3R運動、Re-Style運動をモデルとし、韓国社会に合う循環型社会の形成に向けたキーワードを開発し、それを中心として持続的で恒常的な情報発進、広報イベント、実践運動を展開していくことを提案したい。

表3-13 日韓の循環型社会形成に向けた広報・啓発政策の比較表

区分	韓国	日本
循環型社会 基本法上の根拠	国が資源循環文化が普及・定着されるように必要な措置を講ずる。	国が教育の振興及び民間活動を促進するために必要な措置を講ずる。
キーワード	使い捨て用品の削減	3R、Re-Style
情報発進	環境教育ポータルシステム (www.keep.go.kr)	Re-Style (www.re-style.env.go.jp)
国民実践運動	(2022年までに資源循環実践協議会を構成 <sup>70</sup> )	3R運動、Re-Style
広報イベント	環境の日、資源循環の日	Re-Style FES!、3R推進月間
認識調査	(2022年から実施予定)	環境省が毎年実施中

<筆者作成>

「日本近代学研究(韓国)」が日韓国民を対象として2010年に実施した環境認識調査によると、日本国民がごみ問題や循環型社会に対して理解度が高く、循環

<sup>70</sup> 韓国環境部・前掲注(45)65頁。

型社会への転換に対して順応的だということが分かる。これは日本の2000年代の初めからの循環型社会の形成に向けた広報啓発の効果だといえる(詳細の調査結果は表3-14を参照)。

表3-14 日韓の環境認識調査結果

「ごみ問題の原因は何だと思えますか?」という質問に韓国国民は「使い捨て用品」だと答えた応答者が一番多かった(46%)が、日本国民は「大量消費、大量廃棄の生活習慣」が一番多かった(43%)。また、「循環型社会への転換に関する認識調査」では、韓国国民は「現在の生活水準を変えずに進めてほしい」と答えた応答者が一番多かった(54%)が、日本国民は「天然資源がなくなってくるから循環型社会への転換は受け入れるしかない」と答えた応答者が一番多かった(33%)。

<出典：Ahn, Byunggon「日韓両国のごみ問題を通じてみた環境実態に関する意識調査」>

## 第4章 韓国からみた日本の循環型社会形成推進に向けた先進的な取組

### (1) 先進的取組の事例

#### 1) 3R推進月間とRe-Style事業

##### ① 概要

##### ② 3R推進月間とは

循環型社会を実現させるには、国民各階各層の活動や取組がなくてはならない。経済産業省、環境省を含むリサイクル関係府省では、3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」と定め、広く国民に向けて普及啓発活動を実施している。経済産業省では、シンポジウムの開催パンフレット・ポスターの配布、インターネット等を通じた情報提供といった取組を積極的に行っている。さらには、一般市民が、リサイクル関連法への理解を高めるための教材の作成と、地方公共団体や教育機関への貸出しによって、草の根的な取組によって成果が上がる廃棄物・リサイクル分野の知識の普及を図っている<sup>71</sup>。

##### ③ Re-Styleとは

環境省はリデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(Re)を推進する、循環型社会における国民の循環型社会のライフスタイル(暮らし方)、ビジネススタイルを「Re-Style(リ・スタイル)」として2002年版循環型社会白書で提唱した。こういったRe-Styleの考え方や暮らし方を広く普及・啓発していくため、資源の大切さや3Rへの態度変容や行動喚起を促進する様々なRe-Style事業を展開している<sup>72</sup>。

---

<sup>71</sup> 井内摂男「循環型経済社会の構築に向けた経済産業省の取組」『環境技術2004年33巻1号』56頁。

<sup>72</sup> 環境省報道発表資料(環境省Webサイトを応援する「Re-Styleパートナー企業」が発足)[https://www.moe.go.jp/press/20041027\\_001.html](https://www.moe.go.jp/press/20041027_001.html)



表4-1 Re-Style事業の活動事例

事業名	活動事例
Webサイトの運営	「循環型社会」に向けた取組や考え方など、幅広い情報を発信する環境省Webサイト「Re-Style」を運営している。
Re-Styleパートナー企業	Re-Styleパートナー企業とは、Re-Style事業を通じて、環境省と民間企業が継続的に連携し、消費者へ3R等への理解と共感を広げていくパートナーシップである。2019年3月現在、日本の12社が参加している。参加企業の主な取組は、Re-Styleのコンテンツ企画を発信、環境に配慮した商品(Re-Style商品 <sup>73</sup> )の開発及び発信、3R推進月間に積極的な活動を実施、環境にやさしい買い物キャンペーンに参加などである。
Re-Styleのコンテンツ企画	循環型社会のライフスタイルへの切り替えのための認識共有や行動変化を促す音楽や動画(循環UCC映像、リサイクルセンター等の環境関連施設を取材)などのコンテンツを制作し、これをウェブサイトを通じて持続的に発信する。またダンスグループなどからなる全国の各地域のサポーターによるコンサートを通して、フェスティバル、キャンペーンなどのイベントを行う。
Re-Style FES(フェスティバル)	資源の大切さと、3Rを実際に体験できるフェスティバルを全国7つの会場で実施する。環境を主題としたライブコンサート及び創作ダンス競演大会、プラスチックパック削減プロジェクト、CMコンテスト、環境パフォーマンス 3R認識に関するアンケート調査など、様々な企画行事を通して国民の行動変容を促す。

<筆者作成<sup>74</sup>>

ww.env.go.jp/press/105123.html(アクセス日:2019-5-9)、環境省報道発表資料(「リ・スタイル(Re-Style)で行こう!」キャンペーンのお知らせ)http://www.env.go.jp/press/3352.html(アクセス日:2019-5-9)

<sup>73</sup> 「Re-Style商品」マークは、パートナー企業の商品のうち、リデュース(省資源)につながる商品やリサイクル商品など、消費者の3R行動に結びつく商品に対して掲示することで、消費者に対して、環境行動(3R行動)につながる消費選択を提案するものである。

<sup>74</sup> Re-Style公式ホームページを参考し筆者作成、http://www.re-style.env.go.jp(アクセス日:2

## ② メリット及び効果

韓国の環境部は「資源循環の日(毎年9月6日)」など多様な資源循環実践運動を展開してきたが、大半が短期的な行事にとどまって、持続的な情報発信がなされておらず、国民の資源循環に対する認識が低いことが事実である。

日本のこうした Re-Style 事業を参考にして、国家的なレベルで循環型社会への転換のための原則と目標を設定し、それに合致する考え方、暮らし方などを盛り込んだスローガンを掲げ、地域別・主体別の環境に応じた多様で持続的な実践運動を推進する必要がある。また、持続的な情報発信のための戦略を樹立し、ウェブサイトを含むコンテンツ開発など情報発信体系を構築して、企業と国民の各界各層の関心と参加を通じた行動の変化を誘導する一方、モニタリングとアンケート調査を通じて国民意識の変化を持続的に点検し、これを政策として反映していくべきである。

## ③ 導入・普及の課題

韓国環境部の第1次資源循環基本計画においても、資源循環基本法によって、資源循環文化が社会全般に普及・定着できるようにする国家施策の樹立・施行の必要性を認識して国民が参加する実践キャンペーン推進を計画しているので、導入・普及に対する問題点はないと判断される。同事業を先進的な事例として参考に、韓国の状況に合わせて導入する必要がある。

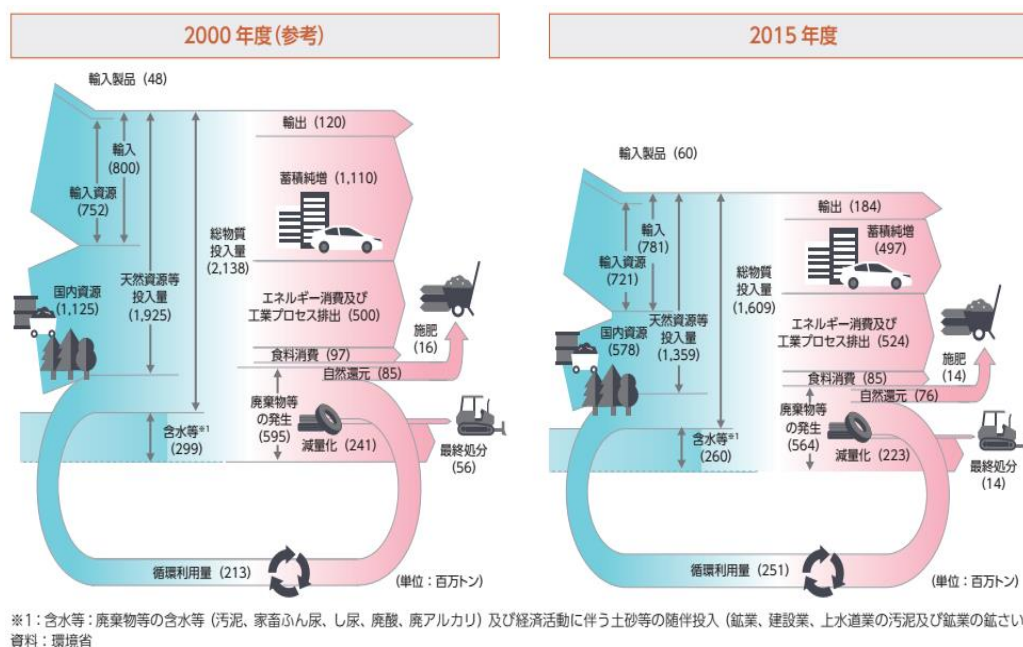
### 2) 物質フロー分析システム

#### ① 概要

物質フロー分析(MFA: Material Flow Analysis)とは、あるまとまりのあるシステム(国や地域など)における一定期間内のモノの流れ(投入・排出・蓄積)を、系統的に

かつ定量的に分析する手法である。MFAの実施手順は、①課題の設定、②対象物(物質、製品又は地域等)とプロセスの選択、③データの収集、④フローチャートの作成、⑤物質勘定と収支計算、⑥計算結果の精査、⑦フローチャートの完成、⑧結果のまとめ・評価といったプロセスに基づいて実施される。環境省の「環境・循環型社会白書」には、日本における物質フロー全体像(図4-1)と全国のごみ処理のフロー(図4-2)が掲載されている<sup>75</sup>。

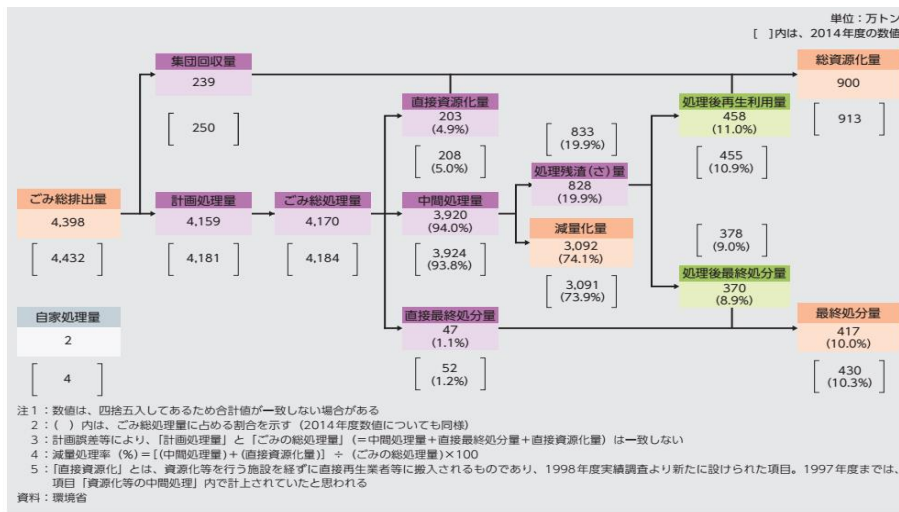
図4-1 日本における物質フロー(2015年度)



(出典: 環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

<sup>75</sup> 国立環境研究所「環境技術解説(物質フロー分析)」<http://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=58>(アクセス日: 2019-6-23)

図4-2 全国のごみ処理のフロー（2015年度）



(出典：環境省「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」)

日本の循環型社会基本計画では、物質フローの異なる断面である「入口」「循環」「出口」に関する指標について目標を設定している(表4-2)<sup>76</sup>。

表4-2 物質フローの断面別指標の説明

指標名	指標の説明
「入口」の達成度合いを示す資源生産性	一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内生産(実質GDP)を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているかを総合的にあらわす指標
「循環」の達成度合いを示す循環利用性	経済社会に投入されるもの全体量のうち循環利用量(再利用・再生利用)の占める割合を表す指標
「出口」の達成度合いを示す最終処分量	廃棄物の埋立て量であり、廃棄物の最終処分場の確保ちう課題に直結した指標

(出典：環境省「循環型社会形成推進基本計画について(物質フロー指標と取組指標)」)

<sup>76</sup> 環境省「循環型社会形成推進基本計画について(物質フロー指標と取組指標)」[http://www.env.go.jp/recycle/circul/mate\\_flow.html](http://www.env.go.jp/recycle/circul/mate_flow.html)(アクセス日：2019-7-10)

## ② メリット及び効果

循環型社会を構築するためには、国全体がどれだけ資源を採取、消費、廃棄しているかという国の経済社会に起きるものの流れ(物質フロー)を知ることが重要である。これを的確に把握することで、廃棄物等の発生抑制や物質の循環利用、さらには社会に投入する物質全般の効率的な利用を進めることができ、今後の政策立案などに有益な情報を得ることができる。

## ③ 導入・普及の課題

韓国はまだ国全体の物質フローやごみ処理のフローが構築されていない状況であるが、2018年閣議決定した「第1次資源循環基本計画」で資源消費量及び廃棄物発生量が多い物質から物質フロー分析システムの導入を明らかにしているため、導入自体は問題ないと思われる。ただ、物質フロー分析システムの導入にあたって、日本の先進的な物質フロー図及び各項目の推計方法、そして循環基本計画における物質フロー指標の現状と変遷等を具体的に研究し、韓国社会に合う物質フロー分析システムの構築に活用する必要がある。

### 3) スーパーマーケットによる容器包装廃棄物の店頭回収

#### ① 概要

##### ① 店頭回収とは

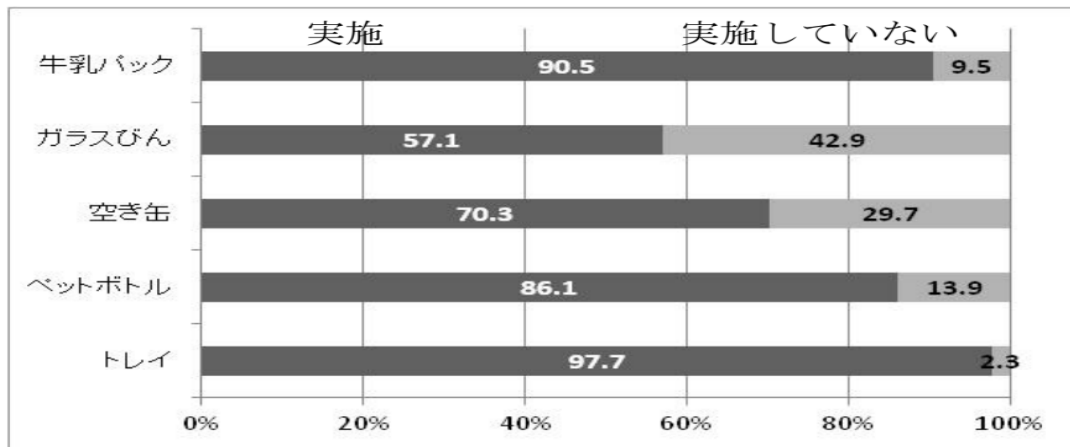
店頭回収とは、トレイ、ペットボトル、空き缶、ガラス瓶、牛乳パックなどの回収箱をスーパー、小売市場、商店などの店頭において、消費者が空の容器・包装を持ち込んでそれに入れることによって、分別回収を行うようにする方式である。環境省では2012年度に、店頭回収によるプラスチック製品リサイクルの実証事業「PLA-PLUS(プラプラ)プロジェクト」を実施するなど、容器包装以外のリサイクルルートと

しての重要性も高まっている<sup>77</sup>。

#### ⑥ 店頭回収の実施率

スーパーマーケット業界団体の調査によると、店頭回収の実施率はトレイが97.7%、牛乳パック90.5%、ペットボトル86.1%、空き缶70.3%、ガラスびん57.1%となっている(回答数267社)。

図4-3 店頭回収の実施率



(山本耕平「容器包装廃棄物の店頭回収の可能性と課題」)

#### ⑦ 店頭回収の回収量

日本プラスチック食品容器工業会によると、1年に回収される白色トレイは約16,000トンで、店頭回収での回収が75%を占める。全国牛乳容器環境協会によると、家庭で発生する牛乳パックの回収量は56,200トンで、ルート別の回収量の内訳は、店頭回収が33,000トン、市町村の分別収集が13,900トン、集団回収が9,300トンとなっており、店頭回収が58.7%を占めている。また2011年のペットボトルの市町村分別収集量は297,914トンだが、チェーンストア協会加盟スーパーの店頭回収量だけでその

<sup>77</sup> 山本・前掲注(64)85～86頁。

5%に相当する。

#### ④ 店舗回収の事例

[A社] A社は、2010年からペットボトルや牛乳パック、古紙などの店舗回収を開始し、店舗にリサイクルシステムを運営している。消費者は、自宅のペットボトルや古紙をペットボトルの選別口プレス機、古紙の回収ボックスを使ってリサイクルすることで、交通系ICカード、またはオリジナルエコポイントでポイントをためることができる。エコポイントの合計が1000ポイントたまると、当店で使えるお買い物券(100円)に交換できるシステムである。

図4-4 A社のリサイクルシステム



<筆者作成>

[B社] B社は、2005年から牛乳パックの回収を開始し、2008年からは卵パックと古紙の回収を行っている。牛乳パック20枚又は卵パック30枚を店頭を持ち込むと、ティッシュボックス1個と交換するというシステムである。

[C社] C社は、2008年に発泡スチロール箱の溶融装置、古紙ベアラー(圧縮梱包機)、ペットボトルの選別口プレス機、空き缶の選別口プレス機を設備した大規模なリサイクルセンターを開設し店舗から発生するほぼすべての資源化可能物を自社で処理している。

[C社] C社は、物流センターを設けて、トレイ、アルミ缶、牛乳パック、ペットボ

トル、プライベートブランドの卵パックを回収している。リサイクルセンターでは空き缶の選別やプレスを行い、トレイやトレイメーカーが物流センターに納品した帰り便で引き取る。ペットボトルは回収したまま業者に引き渡すか、自治体が回収しているところもある。

## ② メリット及び効果

環境省は東京都内のコンビニエンスストアやスーパーマーケットにペットボトルの自動回収機<sup>78</sup>を設置して、ペットボトルの持参者に電子マネーが付与される店頭回収の実証実験を行った。その結果、回収されたペットボトルが Bottle to Bottle で再生利用できる程の質の高さが保たれていることが分かった。自治体による分別収集と比較して良好な結果であった<sup>79</sup>。

韓国は、家庭から排出された廃棄物に多量の異物質が混入<sup>80</sup>されて、首都圏の大団地のマンションで回収の中断事件が発生するなど、大きな社会問題になっているため、日本のこういった店頭回収システムを積極的に導入する必要がある。韓国の大型スーパーマーケットでは、一時的なイベントなどで店頭回収を実施したことがあるだけで、日本のように持続的で広域的に店頭回収を実施していることはあまりないといえる。

また店頭回収に参加する消費者に対しては、電子マネーなどのインセンティブを付与することで、回収率を高めることもできて、自動回収機でペットボトルなどが圧着される過程が確認できるので、学習効果も期待できる。

---

<sup>78</sup> 回収機械による自動選別・減容化により、自治体の回収ルートを経ることなく、リサイクル業者に搬送されるシステムである。

<sup>79</sup> 三菱UFJリサーチ & コンサルティング「廃ペットボトルの効率的な回収モデル構築検討支援業務報告書(平成25年度環境省請負事業)、2014年」

<sup>80</sup> 韓国環境部「第1次資源循環基本計画」67頁によると、2016年に排出された一般廃棄物の中で異物質38.8%が混入されている。



### ③ 導入・普及の課題

#### ④ 廃棄物処理法の規制

スーパーが回収した容器包装を運搬または圧着などの処理をする場合に、廃棄物処理業の許可を求められるというケースがあり得る。店頭回収が廃棄物処理にとって大きな貢献をしていることから考えると、こうした廃棄物処理法等の規制についての対策が求められる。店頭回収したものについては規制を緩和する措置が必要である<sup>81</sup>。

#### ⑤ スーパーマーケットの店頭回収への参加を導く方法

アンケート調査によると、店頭回収を実施している日本のスーパーは、その実施理由として「CSR活動」と回答したところが88%である<sup>82</sup>。韓国も法律的にはスーパーに廃棄物回収の義務がないため、店頭回収を強制する手段はない。そのため、如何にして、スーパーマーケットの店頭回収への参加を導くかが大事な課題である。

### 4) 循環型社会に向けた地方公共団体の取組「リユースショップ認証（神奈川県）」

#### ① 概要

リユースを促進するため、県民が安心してリユースショップを利用できるよう、一定の要件を満たした店舗に対して県が「かながわりユースショップ」として認証する。認証の基準は、①店舗情報や、販売するリユース品の状態、買い取るリユース品の条件に関する情報の提供が行われていること、②利用者からの相談や苦情に対し適切に対応できること、③個人情報保護に関する法律を遵守するなどである<sup>83</sup>。認証を得た店舗は「認証書」と「認証ステッカー」を掲示することが可能になり、県ホームペ

---

<sup>81</sup> 碓井健寛「自治体による持続可能な容器包装ごみ収集のあり方」『環境経済・政策研究Vol.1、No.1、2018年3月』80頁。

<sup>82</sup> 北坂容子・山本耕平・酒巻弘三・岡山朋子「容器包装廃棄物の店頭回収の実態と課題」『第25回廃棄物資源循環学会研究発表会講演原稿、2014年』25頁。

<sup>83</sup> 環境省『リデュース・リユース取組事例集、2016年3月』42頁。

ージに店舗の情報が掲載され、県民がリユース品(中古品)の売却や購入をする際、安心してリユースショップを利用できるようになる。認証期間は初回3年間とし、更新後は認証期間を5年間である。2015年4月1日現在の認証店舗は30件である。

## ② メリット及び効果

韓国では、リサイクルショップがあまり活性化されていない。リデュース□リユース型ライフスタイルを拡散させるためには、こういったリサイクルショップの店舗数を増やすことが大事であると考えられる。地方公共団体によるリユースショップ認証制度は、消費者が安心してリサイクル商品を取引できるために導入が検討される必要がある。

## ③ 導入・普及の課題

韓国でリサイクルショップが少ないのは、韓国人の殆どは中古品をあまり好まない傾向に起因するともいえる。したがって、こういったリサイクルショップを増やすための制度設計とともに、中古品を好まない認識と文化を変えるための政策も検討すべきだと思われる。

5) 循環型社会に向けた地方公共団体の取組「ごみの収集カレンダー等(東京都 八王子市)」

### ① 概要

東京都八王子市は、2017年に日本の50万人以上の都市で1人1日当たりのごみ総排出量の少なさで全国1位を達成した。八王子市等の各地方公共団体では、家庭用ごみ□資源物の収集カレンダー及びごみ□資源物分別の手引きを制作、毎年アップデートし、各世代に無料配布している。その内容を見ると、各収集地区別のカレンダー、ごみ□資源物別の出し方、粗大ごみの出し方、市で処理できないもの、問い合わせ先などで構成され写真と絵が挿入され分かりやすく説明されている。また八王子市では、小学

生向けの地域ならではのリサイクル教育教材<sup>84</sup>の開発・普及、リサイクルマスコットの制作・広報、エコショップ認定制度<sup>85</sup>、集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度<sup>86</sup>等を実施している。

図4-5 東京都八王子市のごみ口資源物分別の手引き

<p><b>もくじ</b></p>  <p>■処理困難物……………P.33</p> <p>■3R促進に向けた取り組み紹介……………P.38</p> <p>■ごみ・資源物のゆくえ……………P.40</p> <p>■分別辞典……………P.43 <small>分別に迷ったらここで検索</small></p> <p>■問い合わせ先一覧……………P.77</p> <p>「八王子市のごみ・資源物の分別と出し方」一覧表 ……………最終ページ</p>  <p><small>切り離して使用できます</small></p> <p>1</p>	<p><b>市民のみなさんへお知らせ</b> P.2</p>	<p><b>ペットボトル 回収は2週に1回</b></p> <p><b>出せるもの(例)</b> <small>分別に迷ったら分別辞典へ(43ページから)</small></p>  <p><b>PET</b> <small>このマークがついているものが対象です。</small></p>  <p><small>飲料用</small></p>  <p><small>お酒・調味料など</small></p> <p><b>出し方</b></p> <p>容器に直接入れて出して ください。 <b>7ページ参照</b></p>  <p><small>*数箇所など、場合により透明・半透明の袋に入れて出していただいても構いません。</small></p> <p><b>出す時の注意点</b></p> <p>① <b>キャップとラベルをはずしてください</b> (はずしたキャップとラベルは容器包装プラスチックへ)。</p> <p>② 残り水で中をすすいでください。</p> <p>③ 軽くつぶしてください。</p>  <p><b>出す場所</b> <b>6ページを参照</b></p>	
	<p><b>ごみ・資源物の出し方</b> <small>いつ・どこに・どのように出すの?</small></p>		P.6
	<p><b>指定収集袋</b></p>		P.8
	<p><b>可燃ごみ</b></p>		P.10
	<p><b>不燃ごみ</b></p>		P.12
	<p><b>スプレー缶などの有害ごみ</b></p>		P.14
	<p><b>容器包装プラスチック</b></p>		P.16
	<p><b>雑誌・雑紙</b> <small>ボックス</small></p>		P.20
	<p><b>紙パック・新聞・ダンボール</b></p>		P.22
	<p><b>びん・缶</b></p>		P.24
	<p><b>ペットボトル</b></p>		P.26
	<p><b>古着・古布</b></p>		P.27
	<p><b>粗大ごみ</b></p>		P.28
<p><b>家電・パソコン</b></p>	P.34 P.36		

(出典：八王子市 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/001/003/p002453.html>)

<sup>84</sup> 八王子市では、1983年から地域の小学生向けのごみとリサイクル教材である「きれいなまち八王子」を作り、地域の小学校4年生の社会教材として活用している。

<sup>85</sup> マイバッグでの買い物をおすすめしたり、商品のばら売りなどごみが発生しないように取り組んでいる店を「エコショップ」として認定する制度。

<sup>86</sup> 集合住宅における「出し方ルール・集積所維持管理」が適正な集積所を、模範となる集積所として認定する制度

図 4-6 東京都八王子市の小学生向け環境教材



(出典：八王子市 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/012/p025243.html>)

図4-7 東京都八王子市のごみ収集カレンダー

2019年 1月 January 収集地区 7							収集日当日の朝8時30分までに出してください。 ※交通事情等により収集コース・収集時間が変わることがあります。	
日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat		
		1 元日	2	3	4 可燃ごみ専用 不燃ごみ専用	5		
6	7 ペットボトル	8 可燃ごみ専用 容器包装プラスチック	9 新聞 びん (スプレー缶など)	10 ダンボール 雑誌・雑紙・紙バック	11 可燃ごみ専用	12		
13	14 成人の日	15 可燃ごみ専用 容器包装プラスチック	16 古着・古布 缶	17	18 可燃ごみ専用 不燃ごみ専用	19		
20	21 ペットボトル	22 可燃ごみ専用 容器包装プラスチック	23 新聞 びん (スプレー缶など)	24 ダンボール 雑誌・雑紙・紙バック	25 可燃ごみ専用	26		
27	28	29 可燃ごみ専用 容器包装プラスチック	30 古着・古布 缶	31				

**お知らせ** 年賀状などはがきや封書のリサイクル  
 1月中旬から2月中旬まで、市内の各郵便局に回収箱を設置します。  
 プライバシーを守りながら回収を行いますのでご利用ください。

(出典：八王子市 [https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/kateiyougomi\\_karenda/index.html](https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/kateiyougomi_karenda/index.html))

## ② メリット及び効果

韓国ではごみと資源物の中に異物が混入されることが大きな問題である。韓国の環境部は最近、ごみ等の出し方についての案内資料をホームページに掲載したり関連アプリを開発し普及しているが、その活用率は期待に及ばない状況である。こういった案内書を各世代に配布することによって、家庭に保存しながら毎日のごみ排出に活用されることができ、これによって異物の混入量を減らし、リサイクル率の向上を期待できると考えられる。

## ③ 導入・普及の課題

地方公共団体が全世代にこういったごみと資源物の収集に関する案内書、地域の特性を生かした環境教材を開発・配布するには、少くない予算がかかると思われる。国家が案内書制作に関するガイドラインを提供したり、環境分野の予算が足りない地方公共団体においてはそのほかの財政的支援等も必要と思われる。

## 6) 食品ロスの削減の推進に関する法律案の制定の推進

### ① 概要

日本では、食品ロスの削減を総合的に推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律の制定を推進している。この法律案では、食品ロスの削減に関する国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める<sup>87</sup>。その主な基本方針(同法律案第14条～第19条)は、消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等、食品関連事業者等の取組に対する支援、食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰、食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究、食品

---

<sup>87</sup> 衆議院「衆法第198回国会8食品ロスの削減の推進に関する法律案」[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/youkou/g19805008.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/youkou/g19805008.htm)(アクセス日：2019-6-3)

ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供、フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討などである<sup>88</sup>。

## ② メリット及び効果

韓国の食品廃棄物減量政策の場合、2010年に関係省庁の合同で閣議決定した「食品廃棄物減量総合対策」を中心に推進してきた。しかし、前述したように一日一人当たりの食品廃棄物発生量が収集手数料制の施行以来減少傾向にあったが、2013年以降は少し増加した。これは韓国の食品廃棄物の発生抑制政策は収集手数料を中心に運営されているが、その手数料が排出者負担原則が作動できる現実的な金額となっていない(処理費用の30%にとどまる)のが発生量の増加の一つの理由だと思われる。また韓国の特殊な飲食文化の改善と個人の食べ残さないという認識変化への自発的な参加に導くために実践運動などを展開してきたが、その減量化には限界があらわれたことから、制裁手段を伴う強制的な食品廃棄物の発生抑制策を含めて食品ロス削減のための誘導施策が必要と主張したい。このため、食品ロスを減らせる教育・学習の振興、知識の普及・啓発、食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究等を日本のように個別法律で定めるか既存の廃棄物管理法の改正で定めることによって、食品ロスに関する正確な実態把握とこれを削減するための先進的な取り組みの開発、そして関連政策と情報を個人個人に安定的で持続的に発信、教育するための法的根拠と予算の確保ができると思われる。

## ③ 導入・普及の課題

---

<sup>88</sup> 衆議院「食品ロスの削減の推進に関する法律案の概要」[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/198hou8siryou.pdf/\\$File/198hou8siryou.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/198hou8siryou.pdf/$File/198hou8siryou.pdf)(アクセス日：2019-6-3)

韓国では 2006 年に「食品寄付活性化に関する法律」が制定され、フードバンクが法制度化されているが、食品ロスに関する総合的な法律はない状況で、食品廃棄物の発生量の中で食品ロスが占める割合に関する調査が行われていない。そこで法制度化の以前に食品ロスに関する基礎調査が先行されるべきである。また日本では流通過程の食品ロスが多いに対して、韓国ではおかずの種類が多いという韓食文化の改善が重要な要素の一つであるため、食品ロスに対する規制と実践努力とともに韓食文化の簡素化とサービス方法の改善のための自主的取組も並行されるべきだと判断する。

## (2) まとめ

以上のように、日本が持っている多くの先進的取組等のうち韓国への導入が期待される取組等を幾つか紹介した。このような取組等について、筆者なりの評価を表4-3のとおりまとめとして示す。

表4-3 日本の先進的な取組等についての評価

制度名	制度区分	韓国の導入状況	評価結果		
			必要性 (至急性)	コスト	将来性
3R推進月間とRe-Style事業	広報啓発	基本計画に含む (国民実践運動)	◎	○	◎
物質フロー分析システム	統計調査	基本計画に含む (システム構築)	◎	○	◎
容器包装廃棄物の店頭回収	リサイクル	一箇所の自治体 で示範運営中	◎	△	◎
リユースショップ認証	リデュース、 リユース	未導入	△	◎	△
ごみ収集カレンダー	広報啓発	基本計画に含む (分かりやすいごみの分別排出)	◎	△	○
食品ロスの削減の推進に関する法律	リデュース、 リユース	未導入	○	○	◎

<筆者作成>

3R 推進月間と Re-Style 事業、物質フロー分析システム、ごみ収集カレンダーは、循環型社会の形成に向けて韓国へ至急に導入すべき制度と思われるが、2018 年閣議決定して「第 1 次資源循環計画」に含まれ、導入を進めている。韓国に合う法制度を設計することにおいて、日本の先進的な事例を研究し、成功的に定着できるように取り組む必要がある。

容器包装廃棄物の店頭回収は、容器包装廃棄物のリサイクル率を向上させるために必要な施策で、特に紙パックの回収率及びリサイクル率向上に寄与できるように思われる。韓国の一部の自治体で模範的に運営<sup>89</sup>を行っているが、国が店頭回収を拡散させるための支援策を一層講ずる必要がある。

リユースショップ認証制度は、韓国のリユースショップの拡大と再使用文化の拡散のために必要な制度だと思われるが、韓国では中古品の取引の殆どがインターネット上で 1 対 1 で行われているため、この制度が韓国のリユースショップの拡大に寄与できるかどうかは断言できないと考えられる。

食品ロスの削減のための法律の韓国への導入(制定)は、韓国の今までの食べ残しの削減のための法制度と施策(「食品寄付活性化に関する法律」、フードバンク)を補完するとともに、食品ロスに関する実態調査と研究調査を行い、総合的な施策を安定的に推進し、食品廃棄物の発生抑制へ繋がると期待できる。

韓国は資源の海外への依存度が高い状況で、資源循環と関連した対内外的状況が日本と似ており、上記の取組は、韓国の循環型社会の形成に向けての施策の策定に大いに役に立つと考える。今後、韓国への導入における課題について研究を深めていきたい。

---

<sup>89</sup> 韓国の世宗特別自治市では、企業・民間団体等と協力し2019年4月に地域のスーパーマーケットに紙パック回収機3台を試験的に運営した。その後、市民達のいい反応を得て同年12月に10台を追加設置して運営してきている。



## おわりに

日本の循環型社会の形成に向けた政策は着実な進歩を遂げたと評価できる。冒頭に言及したとおり、一般廃棄物排出量が減少する一方、循環利用率も上昇している。環境省が実施した「3R全般に関する意識の変化」によると、3Rという用語が広く国民の各層で浸透したことが分かる。これは日本政府の積極的な循環型社会に向けた情報共有・普及啓発の結果だといえる。本稿では、最近(2018年)、基本法を制定することによって、循環型社会への転換を図っている韓国の観点から、日本の法制度を眺め、今後の韓国における資源循環政策の課題について考察してきた。

まず、両国の「循環型社会基本法」及び「循環型社会基本計画」比較することによって、いくつかの示唆を見出すことができた。第一に、「循環資源」の定義を日本の「廃棄物等」の概念を導入して再確立し、循環型社会形成の基本概念(廃棄物の発生抑制、再使用等)については、下位個別法から基本法へ移管する必要がある。第二に、廃棄物処分負担金、資源循環成果管理等の具体的な制度運営に関する条項については、基本法から下位個別法への移管を検討すべきである。第三に、日本の基本法に盛り込まれている重要な事項である各主体の適切な役割分担と教育の振興等については、今後韓国の基本法条項として新設を検討することを提案したい。第四に、循環型社会基本計画上の指標については、日本のように物質フロー指標を増やし、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高い、リデュース・リユースに関する指標を開発する必要がある。そうすることで基本法を中心としたより安定的な法体系が構築され、リデュース・リユースの取組がより進む社会システムが構築されるものと考えている。

また、韓国と日本の資源循環政策と関連した状況を廃棄物の種類別に発生量、リサイクル率、法制度の特徴などに着目して比較研究を行った。第一に、一般

廃棄物においては、これまでのごみの収集手数料制度(ごみ従量制)という経済的な手段から脱却し、製品の生産から廃棄に至るまでの正確な物質の流れの分析による廃棄物の発生抑制と実質リサイクル率を高める努力が必要とされる。そのうえで、物質フロー指標と数値目標の開発を急ぐべきである。このことにより、廃棄物の発生を抑制し、資源生産性を向上させるための取組がより進む社会経済システムが構築されると考える。第二に、拡大生産者責任制度による容器包装のリサイクル率を高めるための対策については、資源物収集の公共性の強化を通じた安定した収集体系を確立した上に、生産者等に対するリサイクルの義務量を今の出荷量の一部から自治体の分別収集量全体へと転換していくべきである。第三に、韓国には食品ロスに対する法制度が不存在であるため、食品廃棄物のリサイクル政策として、流通上の食品ロスに関する対策も含めて事業系及び家庭系両方の認識と行動の変化を誘導できる、より根本的な法制度が必要といえる。第四に、使用済自動車のリサイクル政策においては、自動車全体の重量に対するリサイクル率の管理からリサイクルの実績が低い自動車部品に対する管理へと見直しも検討すべきである。これらにより、廃棄物の発生抑制ができ、資源物の回収率とリサイクル率がより向上し、拡大生産者責任制度の実効性が高まると考える。

そして、循環型社会への転換のためには、社会全般の文化形成と個人の認識転換が重要であるため、韓国でも日本社会が「循環型社会基本法」に基づいて活発に推進している3R推進月間やRe-Styleなどの循環型社会関連の環境教育及び民間団体の活動についての具体的な事例研究を行い、韓国社会に適応的な循環型社会の形成に向けたキーワードを開発し、中長期的な教育・学習及び広報戦略を立てた上で、地域・年齢別の特性を考慮したコンテンツの制作をするとともに持続的で恒常的な情報発信、広報イベント及び実践運動を展開していくべきであると考えます。

さらに、日本の法制度と政策をモデルとし、上記の諸点において、韓国の法

制度を見直し、国民各層の認識と行動を変化させる施策を推進することで、韓国の循環型社会に向けた政策が一層着実に進むことができ、よりよい成果を出せるものとする。

最後に、今後の研究課題として、稿を改めて、日本の法制度の韓国への導入段階における課題とともに法律の改正案について研究を進めていきたい。また日本の各自治体や民間団体の循環型社会の形成に向けた施策の先進的な事例、日本企業の優秀な廃棄物減量及びリサイクル技術についての研究も行う必要があると考える。

## 《参考文献・資料》

〈日本語文献・資料〉

井内撰男「循環型経済社会の構築に向けた経済産業省の取組」『環境技術2004年33巻1号』

一般社団法人プラスチック循環利用協会『プラスチックリサイクルの基礎知識、2019年』

碓井健寛「自治体による持続可能な容器包装ごみ収集のあり方」『環境経済・政策研究Vol. 1, No. 1、2018年3月』

大平惇『容器包装リサイクル法制定と見直しの実録』（日報出版 2010年）

環境省『日本の廃棄物処理の歴史と現状、2014年2月』

環境省『平成28年版 環境・循環型社会・生物多様性白書、2016年』

環境省『平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書、2017年』

環境省『循環型社会形成に向けた数値目標の進捗状況、2017年3月』

環境省『リデュース・リユース取組事例集、2016年3月』

環境省『全国日本の廃棄物処理、2006～2016年』

環境省『第4次循環型社会形成推進基本計画、2018年』

環境省「第4次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定に関する経緯」<https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>（アクセス日：2019-4-7）

環境省報道発表資料（環境省Webサイトを応援する「Re-Styleパートナー企業」が発足）<https://www.env.go.jp/press/105123.html>（アクセス日：2019-5-9）

環境省報道発表資料(「リ・スタイル(Re-Style)で行こう！」キャンペーンのお知らせ)<http://www.env.go.jp/press/3352.html>(アクセス日:2019-5-9)

環境省「循環型社会形成推進基本計画について(物質フロー指標と取組指標)」  
[http://www.env.go.jp/recycle/circul/mate\\_flow.html](http://www.env.go.jp/recycle/circul/mate_flow.html)(アクセス日:2019-7-10)

環境省ホームページ([www.env.go.jp](http://www.env.go.jp))

北坂容子・山本耕平・酒巻弘三・岡山朋子「容器包装廃棄物の店頭回収の実態と課題」『第25回廃棄物資源循環学会研究発表会講演原稿、2014年』

北村喜宣『環境法』(有斐閣ストゥディア 2016年)

経済産業省『資源循環ハンドブック2018 - 法制度と3Rの動向 - 』

公益社団法人全国都市清掃会議「地方自治体における廃棄物処理の現状と取組」  
2016年

国立環境研究所「環境技術解説(物質フロー分析)」<http://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=58>(アクセス日:2019-6-23)

国立環境研究所ホームページ([tenbou.nies.go.jp](http://tenbou.nies.go.jp))

小林富雄「韓国における食べ残しに関する食品廃棄物制度の分析」『農業市場研究第24巻4号(通巻96号)、2016年』

齋藤優子・劉庭秀「日本における小型家電リサイクル政策の現状と課題 -自治体および認定事業者の実態調査分析を中心に-」『MACRO REVIEW、2015年28巻1号』

貞森恵祐「リサイクル政策の現状と課題」『環境技術第32巻1号、2003年』

衆議院「衆法第198回国会8食品ロスの削減の推進に関する法律案」[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/youkou/g19805008](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/youkou/g19805008).

htm(アクセス日：2019-6-3)

衆議院「食品ロスの削減の推進に関する法律案の概要」[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/198hou8siryou.pdf/\\$File/198hou8siryou.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/198hou8siryou.pdf/$File/198hou8siryou.pdf)(アクセス日：2019-6-3)

衆議院ホームページ ([www.shugiin.go.jp](http://www.shugiin.go.jp))

外川健一「自動車リサイクルシステムの現状」『環境経済・政策研究2014年第8巻1号』

八王子市ホームページ([www.city.hachioji.tokyo.jp](http://www.city.hachioji.tokyo.jp))

細田衛士・山本雅資「循環型社会の構築に向けて―課題と展望―」『環境経済・政策研究Vol.10, No.1、2017年3月』

松田愛礼・肴倉宏史「アジア諸国の建設リサイクル制度の比較」『第25回廃棄物資源循環学会研究発表会 講演原稿2014』

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「廃ペットボトルの効率的な回収モデル構築検討支援業務報告書(平成25年度環境省請負事業)」

森口祐一「循環型社会形成のための物質フロー指標と数値目標」『廃棄物学会誌Vol.14, No.5』2003年

安田憲二「循環型社会の形成に向けた法制度の整備と施策の展開」『安全工学第43巻3号、2004年6月15日』

山川肇「拡大生産者責任政策の理論的な根拠」『環境経済・政策研究Vol.11, No.1』2018年3月

山本耕平「容器包装廃棄物の店頭回収の可能性と課題」『第24回廃棄物資源循環学会委研究発表会講演論文集2013』

Re-Style홈페이지(www.re-style.env.go.jp)

<韓國語文獻・資料>

김대봉(Kim, Daebong) 「폐자동차의 재활용확대를 위한 환경보장제 강화방안에 관한연구(廢自動車のリサイクル拡大のための環境保障制の強化方案に関する研究)」 2018年

김홍균(Kim, Hongkyun) 「자원순환기본법의평가와향후과제(資源循環基本法の評価と今後の課題)」 『환경법연구제39호1호(環境法研究第39卷1号)』 2017年

박상우(Park, Sangwoo) 「국가폐기물통계의개선방향(國家廢棄物統計の改善方向)」 『한국폐기물자원순환학회제34권5호(韓國廢棄物資源循環学会第34卷5号)』 2017年

박영도(Park, Youngdo) 「기본법입법모델연구(基本法の立法モデル研究)」 (한국법제연구원 2006年)

박우경(Park, Wookyung) 「생활폐기물처리업무수행주체간의역할분담 -프랑스사례와의비교를중심으로-(生活廢棄物處理業務の主体間の役割分担 -フランス事例との比較を中心に-)」 『한국지방자치법학회제18권3호(韓國地方自治法学会第18卷3号)』 2018年

서세욱(Seo, Sewook) 「자원순환형사회 전환의 정책과제 : 일본사례의 시사점을 중심으로(資源循環社会への轉換に向けた政策課題 -日本事例の示唆を中心に-)」 『예산정책연구제4권1호(予算政策研究第4卷1号)』 2015年

순환자원유통지원센터홈페이지(循環資源流通支援センターホームページ)www.kora.or.kr

안병곤(Ahn, Byunggon) 「한일양국의 생활쓰레기문제를 통해서 본 환경실태에 대한 의식조사(日韓兩國のごみ問題を通じてみた環境実態に関する意識調査)」 『일본근대연구제33권제33호(日本近代研究第33卷33号)』 2011년

유제철(Yoo, Jechul)·이태관(Lee, Taegwan)·권혁준(Kwon, Hyukjun) 「한국과일본의음식물류폐기물관리정책비교고찰(韓国と日本の食品廃棄物管理政策の比較考察)」 『일본근대학연구제57권57호(日本近代学研究第57卷57号)』 2017년

폐전자제품자원순환공제조합 홈페이지(廢電子製品資源循環控除組合ホームページ)www.k-erc.or.kr

한국순환자원유통지원센터(韓國循環資源流通支援センター) 「포장재리사이클의무이행실적추이(容器包装リサイクル義務の移行実績の推移)」 <http://www.ko-ra.or.kr/epr/record.do>(アクセス日: 2019-3-15)

한국환경정책·평가연구원(韓國環境政策·評価研究院) 「자원순환사회전환을위한중장기전략마련연구(循環型社会への転換に向けた中長期的戦略研究)」 2016년5월

한귀현(Han, Guihyun) 「폐기물법제의 최근 동향에 관한 소고 - 일본의 폐기물처리법을 중심으로 - (廢棄物法材の最近動向に関する小考 - 日本廢棄物処理を中心 - )」 『공법학연구제12권2호(公法学研究第12卷2号)』 2011년

한상운(Han, Sangun) 「자원순환형사회를위한법체계정비방안연구(資源循環型社会のための体系整備方案研究)」 (한국환경정책·평가연구원 2014년)

한상훈(Han, SangHun)·김용헌(Kim, Yongheun)·박정희(Park, Junghee) 「일본의회수물류와리사이클제도에관한연구(日本の回収物流とリサイクル制度に関する研究)」 『전자무역연구제11권3호(電子貿易研究第11卷3号)』 2013년8월31일

함태성(Ham, Taesung) 「환경행정법의최근동향과쟁점및과제(環境行政法の最近の動向と争点及び課題)」 『환경법연구제41권1호(環境法研究第41卷1号)』 2019년



환경부(環境部) 『2017년판 환경백서(2017年版 環境白書)』

환경부(環境部) 『2018년판 환경백서(2018年版 環境白書)』

환경부(環境部) 「제1차자원순환기본계획(第1次資源循環基本計画)」 2018年

환경부(環境部) 「자원순환기본법제도에 관한 설명자료(資源循環基本法制度に  
関する説明資料)」 2017年

환경부(環境部) 「환경부고시제2018-230호2019년도의제품포장재별재활용의  
무율(環境部告示第2018-230号2019年度の製品・包装材別リサイクル義務率)」

환경부홈페이지(環境部ホームページ) [www.me.go.kr](http://www.me.go.kr)